

平成 25 年度自己点検・評価報告書

1. 今年度の自己点検・評価活動の状況

平成 25 年度第 2 回全学評価委員会（7 月 19 日開催）の決定に基づき、以下の活動を行った。

(1) 『改善報告書』の作成、提出

平成 21 年度の大学基準協会による認証評価時の改善助言に対するその後の改善状況をまとめ、7 月中に同協会宛提出した。〈4～7 月〉

(2) 新点検・評価項目の決定（2 年計画の 2 年目）〈7～9 月〉

「大学基準」ごとに大学基準協会が設定している新点検・評価項目および新たな「評価の視点」を検討の上、すべて採用し、さらに本学独自の「評価の視点」（10 項目）を決定した。

(3) 「大学基準」ごとの到達目標の策定〈7～10 月〉

昨年度実施した旧「到達目標」の達成度評価の成果をもとに、各評価単位が分担して「大学基準」（1～10）ごとに到達目標案を作成した。これにつき将来構想・評価委員会、および大学院将来構想・評価委員会で検討を行い、本学としての到達目標を策定した。

これと関連して、平成 20 年度『自己点検・評価報告書』における「改善方策」進捗状況の課題の確認作業も実施した（各部局、経営会議：11 月～26 年 1 月）。

(4) 基盤自己評価の継続実施〈7～9 月〉

昨年に引き続き、大学基準協会により指定されている項目に関し、担当責任者が現時点における状況を点検し、「適・否」を自己評価した。評価根拠の整備に一層の配慮を行った。

(5) 上記（2）～（4）を踏まえた自己点検・評価の実施〈10 月～26 年 1 月〉

「大学基準」ごとに、到達目標、基盤自己評価を踏まえ、新点検・評価項目に即して、各評価単位で点検・評価を実施した。

(6) 学科・専攻ごとの自己点検・評価の実施〈10 月～26 年 1 月〉

到達目標、基盤自己評価、新点検・評価項目を踏まえ、学部、大学院の学科・専攻ごとに「教育内容・方法」を中心に点検・評価を実施した。

(7) 上記(1)～(6)を踏まえ、認証評価に向けた改善課題の抽出と検討〈9 月～2 月〉

以上すべての作業を通じ、本学として取り組むべき課題を明確化した。その後、順次、改善を進めている。

2. 上記活動の結果とその資料

(1) 『改善報告書』について

第 1 回全学評価委員会（6 月 28 日）、教授会（7 月 9 日）で承認、7 月中に提出済み。

(2) 新点検・評価項目について〈別紙資料 1〉

本学独自の評価の視点は内容を多少修正のうえ、以下の 10 項目に決定した。

- ・副専攻運営の適切性（学士課程）（4. 教育内容・方法・成果（2）—（1））

- ・奨学金等の経済的支援措置の適切性(被災学生修学支援を含む)(6. 学生支援(2))
 - ・語学研修・留学制度及び国際交流活動への支援の適切性(同上)
 - ・ジェネラルレクチャー運営の適切性(同上)
 - ・学生の課外活動に対する指導・支援の適切性(6. 学生支援(3))
 - ・学寮運営の適切性(同上)
 - ・情報環境の全学的な整備状況(7.教育研究等環境(1))
 - ・記念施設・保存建物の管理・活用の適切性(同上(2))
 - ・本学附属機関の地域社会・国際社会に対する貢献(マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所)(8. 社会連携・社会貢献(2))
 - ・教授会・大学院委員会の権限と責任の明確化(9. 管理運営・財務(管理運営)(1))
- (3) 大学基準ごとの到達目標について<別紙資料 1>
本学として107項目の到達目標を定めた。
- (4) 基盤自己評価の結果について<別紙資料 2>
- (5) 自己点検・評価の結果について<別紙資料 3>
- (6) 学科・専攻ごとの自己点検・評価の結果について<別紙資料 4>
各学科・専攻、学科横断型副専攻から提出された点検・評価結果を基に、学部、大学院別に全体的な傾向、注目すべき動きなどを簡潔にまとめた。

以上

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	・目的・理念の明確化 ・実績や資源からみた理念・目的の適切性 ・個性化への対応	①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等 参照	①当該大学、学部・研究科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	●大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的が、建学の精神に立脚し、目指すべき方向性を明確に示す適切なものであることを確保する。 ●理念・目的の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築する。 ●検証組織体制の役割と責任を明確化し、適切に機能させる。 ●建学の精神や大学の理念・目的を教職員、学生に周知徹底する取り組みの定着化を図る。
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	・構成員に対する周知方法と有効性 ・社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。		
	(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。				
	上記(1)～(3)に含まれないもの				
2 教育研究組織	(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	・教育研究組織の編成原理 ・理念・目的との適合性 ・学術の進展や社会の要請との適合性		①教育研究組織は、当該大学、学部・研究科等の理念・目的を実現するためにふさわしいものであるか。 ②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。	●教育研究組織(学科・専攻、キリスト教文化研究所、心理教育相談所等)が、大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現に対して適切であることを確保する。 ●教育研究組織の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築し、適切に機能させる。
	(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。				
	上記(1)～(2)に含まれないもの				

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	【学士・修士・博士課程】 ・教員に求める能力・資質等の明確化 ・教員構成の明確化 ・教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化	①採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照 ②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該大学、学部・研究科の理念・目的を実現するために、学部・研究科ごとに教員組織の編制方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。 ③教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性を担保するよう、取り組んでいるか。 ④教育研究、その他の諸活動(※)に関する教員の資質向上を図るための研修等を恒常的かつ適切に行っているか。 ※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、管理業務などを含む教員に求められる様々な活動を指す。授業方法の改善等、教育内容・方法の向上を意図した取り組み については、「基準4」(3)で取り扱う ⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化に努めているか。 ⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	●大学文学部および大学院文学研究科の教員組織が、教育理念・目的・目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対して適切であることを確保する。 ●大学文学部専任教員および大学院文学研究科の担当教員の採用、選考、任用については、「聖心女子大学教員選考規程」「聖心女子大学教員資格審査基準」ならびに「聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続き規程」に則り、適切に行われることを継続する。 ●主要な授業科目へ専任教員を適正に配置する。 ●教員の年齢構成・バランスの適正化を図る。 ●必要に応じて外国人教員を採用する。 ●女子大学として、女性教員を積極的に採用する。 ●聖心女子大学が求める教員像を明確化し、教職員で共有する。 ●大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現のため、学部、研究科それぞれに教員組織の編制方針を定め、教職員で共有する。 ●教員の管理運営能力、社会貢献能力等の資質向上を図るための研修等を恒常的に実施するシステムを構築する。 ●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を推進する。 ●教員組織の適切性や学科ごとの専任教員数、非常勤講師枠が定期的に検証されるシステム作りを推進する。
	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	【学士課程・修士・博士】 ・編成方針に沿った教員組織の整備 ・授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 【修士・博士】 ・研究科担当教員の資格の明確化と適正配置	③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること(※)。 ※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準及びこれらに付随する文部科学省告示等参照 ④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。 ※ 大学設置基準第7条第3項		
	(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	【学士課程・修士・博士】 ・教員の募集・採用・昇格等に関する規程および手続きの明確化 ・規程等に従った適切な教員人事			
	(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	【学士課程・修士・博士】 ・教員の教育研究活動等の評価の実施 ・ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施状況と有効性			
	上記(1)～(4)に含まれないもの				

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
4 教育内容・方法・成果 (1)教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学士課程・修士課程・博士課程の教育目標の明示 ・教育目標と学位授与方針との整合性 ・修得すべき学習成果の明示	①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。	①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 ②教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	●学部では、教育目標および学位授与方針を見直した上、改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。 ●研究科では、教育目標、「教育研究の目的と目指す修了生像」を見直した上で、学位授与方針を明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。 ●学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を学部・研究科、全学科・専攻にわたって改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。 ●課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図るための検討を推進する。 ●理念に基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、『履修要覧』、『学生生活』、『大学ガイドブック』、『大学院案内』などの印刷媒体ならびにホームページ等のインターネットによる周知方法の見直しを行い、大学構成員への周知を徹底するとともに、広く社会一般への公表、周知を図る。
	(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。		
	(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・周知方法と有効性 ・社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。		
	(4)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。				
	上記(1)～(4)に含まれないもの				

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
4 教育内容・方法・成果	(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・必要な授業科目の開設状況 ・順次性のある授業科目の体系的配置 【学士課程】 ・専門教育・教養教育の位置づけ ・副専攻運営の適切性 【修士・博士課程】 ・コースワークとリサーチワークのバランス	①【学士】 幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 大学設置基準第19条第2項	① 教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程や教育内容の適切性を明確に示しているか。(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) ・学生の順次的・体系的な履修への配慮 ② 教育課程の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	<ul style="list-style-type: none"> ●教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。 ●教育課程の編成・実施方針に基づく履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し、本学の特徴である基礎課程と専攻課程の連携についてよりわかり易く明示する。 ●全学必修科目、総合現代教養科目、専攻課程科目(専攻科目・関連科目)についてカリキュラムの体系をわかりやすく示すために各授業科目の「ナンバリング」を導入する。 ●学士課程における初年次教育の充実を検査し、そのための体制を整備する。 ●副専攻については、その制度の性格上、より明確な教育課程の編成・実施方針の周知が求められるため、主専攻と同様に履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し明示する。 ●修士・博士前期課程においては高度で専門的な知識や技能、幅広い学識が修得できる教育課程の改善を進める。 ●博士後期課程においては、さらに独創性をもって自立した研究活動を行うことができる教育内容の改善を進める。
	(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	【学士課程】 ・学士課程教育に相応しい教育内容の提供 ・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 【修士・博士課程】 ・専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	②【修士・博士】 コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※ 大学院設置基準第12条		
	上記(1)～(2)に含まれないもの				
	(1)教育方法および学習指導は適切か。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ・学生の主体的参加を促す授業方法 【修士・博士課程】 ・研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	① 当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ②【学士】 1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。 ③【修士・博士】 研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ●シラバスの記載項目、記載方法、内容を見直すことにより、学生の主体的な授業の事前準備を可能とし、カリキュラムマップとの整合性を示すことを目指す ●学修ポートフォリオを導入することにより、学生自らが学修 	

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準				留意すべき事項【達成度】	大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】		
4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法	(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・シラバスの作成と内容の充実 ・授業内容・方法とシラバスの整合性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	①教育課程の編成・実施方針に基づき、各授業科目において、適切な教育方法をとっているか。 ②単位制度の趣旨に照らし、学生の学修が行われるシラバスとなるよう、またシラバスに基づいた授業を展開するため、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行い、改善につなげているか。 ③教育内容・方法等の改善を図るための責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。 ⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	● 課程の「プロセス」を導くことにより、学生が学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題を考えることができる機会を作り、支援する ● GPA制度の導入により、学生に対する個別の学修指導等の充実をはかる ● 修士・博士課程における各専攻の研究指導、学位論文作成指導について、大学院としての検討確認をもとに、改善を図る。 ● 授業運営に関する教員個々の工夫や努力を促進、支援するFD活動を効果的に進める学内システムを整備する ● 研究科では、各専攻における授業内容・方法、研究指導、学位論文作成指導につき、実態調査、大学院学生からの要望調査等を踏まえて、改善を進める。
	(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・厳正な成績評価(評価方法・評価基準の明示) ・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ・既修得単位認定の適切性	⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。		
	(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	【学士・修士・博士課程】 ・授業の内容及び方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。		
	上記(1)～(4)に含まれないもの				
4 教育内容・方法・成果 (4)成果	(1)教育目標に沿った成果が上がっているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用 ・学生の自己評価、卒業後の評価(就職先の評価、卒業生評価)	/	①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 ②学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。	● 課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発を検討する。
	(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 【修士・博士課程】 学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。 ②学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示していること。		
	上記(1)～(2)に含まれないもの				

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
5 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・求める学生像の明示 ・当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容、水準の明示 ・障がいのある学生の受け入れ方針 	<p>①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。</p>		<p>(入学管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学部では学生の受け入れ方針を見直した上で改めて明文化し、その方針に基づき「入学定員を充足する」ことを到達すべき最大の目標とする。「入学定員の充足」という目標を達成するため、ないしはこの目標を前提に置きつつ、以下の到達目標を置く。 ●学生募集においては、ガイドブック等の印刷物と大学公式ホームページやfacebookの活用、オープンキャンパスへの参加者勧誘と入学者数の多い高等学校への働きかけの強化を図る。 ●本学が求める学生を明確に示すため、本学の特色を生かした広報面の工夫と学生の受け入れ方針のガイドブックおよび大学公式ホームページへの明記を継続する。 ●リベラル・アーツ教育を旨とする本学では、高等学校までに修得しておくべき知識を固定化することは難しいため、入学試験別に多面的な評価視点を設定して受験生を多様な側面から評価する工夫の継続的な改善を行う。 ●学生募集および入学者選抜の公正かつ適切な実施、検証についてのPDCAサイクルとして、既に、学長、各副学長、副学長補佐、各学科専攻の代表、事務局長で構成された入試委員会を中心として、教授会による確認体制を確立しているが、この適切な運用により継続的な改善を図る。 ●入学者選抜を適切に実施するため、既に、学長を総責任者とした、副学長(学務担当)、副学長補佐(入試担当)の体制による入試事故を未然に防ぐ体制を確立しているが、
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集方法、入学者選抜方法の適切性 ・入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性 	<p>③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保証し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。</p>		
	(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 ・定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 	<p>④【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均が1.00である(※)。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。</p> <p>※【定員超過の場合の提言指針】 ≪実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)≫ 1.20以上:努力課題 1.25以上:改善勧告 ≪医学・歯学≫ 1.00以上:努力課題、1.05以上:改善勧告 ≪上記以外の分野≫ 1.25以上:努力課題、1.30以上:改善勧告</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】 ≪全て≫ 0.9未満:努力課題、0.8未満:改善勧告</p>	<p>①学生の受け入れ方針と学生募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれているか。</p> <p>②学生の受け入れの適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>	

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準				留意すべき事項【達成度】	大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】		
			⑤【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00(※)である。 ※【定員超過の場合の提言指針】 ≪未 completion 学部を除く全て≫ 1.30以上:努力課題 ※【定員未充足の場合の提言指針】 ≪未 completion 学部を除く全て≫ 0.7未満:努力課題 ⑥【修士・博士・専門職学位課程】部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。		その適切な運用を図る。 ●入学者選抜における透明性を確保するため、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点等のデータを、ガイドブックや大学公式ホームページに掲載、障がいのある学生の受験については大学入試センター試験に準じていることの学生募集要項等での公表を継続する。 ●大学院の学生受け入れ方針を明文化し、その方針に基づいて、大学院修士・博士前期、博士後期課程の入学者率を向上させる。 (在籍管理) ●収容定員に対する実際の在籍者数の状況を常に把握し、問題が生じる可能性を早期に発見して関係部署と協議し、改善を図る。
	(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。		/		
	上記(1)～(4)に含まれないもの				
	(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。	・学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化	/		●大学の理念に基づき、学生の実態を踏まえて、学生の修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定め、教職員で共有する。 ●障がいのある学生、留年、休学、退学等の懸念のある学生を迅速に把握しフォローできる組織的な体制の整備、充実(「学生支援ネットワークの会」の拡充、強化) ●学生の能力に応じた補修・補充教育の在り方を検討する。

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標	
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】		
6 学生支援	(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・留年者および休・退学者の状況把握と対処の適切性 ・補修・補充教育に関する支援体制とその実施 ・障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性 ・奨学金等の経済的支援措置の適切性(被災学生修学支援を含む) ・語学研修・留学制度および国際交流活動への支援(大学院を含む)の適切性 ・ジェネラルレクチャー運営の適切性 	/	<p>①修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。</p> <p>②方針に沿って、修学支援、生活支援、進路支援のための仕組みや組織体制を整備し、適切に運用しているか。(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <p><修学支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・留年者及び休・退学者の状況把握と対処 ・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施 ・障がい学生に対する修学支援の実施 ・奨学金等の経済的支援の実施 <p><生活支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生相談室等、学生の相談に応じる体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に向けた取り組み <p>③学生支援の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に不安定な学生の修学支援を図るために、給付奨学金(震災減免奨学金を含む)の見直し及び新設と、提携教育ローンの拡充を行なう。 ●優秀な学生への顕彰的奨学金(聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞)について、広報を図るとともに、本来の目的にふさわしい学生の選考方法を検討する。 ●語学研修・留学制度をいっそう充実させ、国際センター、国際化委員会を活用して国際交流活動をさらに活発化する。 ●1年次生を対象とするジェネラルレクチャーを通して、建学の理念、「聖心スピリット」、初期学修等の修学支援を図っていく。 ●授業時間外の学生の大学内での自主的な学習や活動のための居場所を確保するために、レクリエーションルームの改装に引き続き、学食や学生ラウンジの整備を検討する。 ●学生の心身の健康、進路、修学相談等に関する多様な相談に対応できる部署横断的ワンストップ型の相談窓口を確立する(「ハートネットステーション」の設立)。 ●災害に備え、学生の安全確保のための取り組みを推進する。 ●学生生活課、学生相談室、ハラスメント委員の三者がさらに密接な連絡をとりつつ各種ハラスメント防止を強化する。 ●学生が安全かつ有効な課外活動ができるよう、課外活動の顧問やコーチの役割を明文化する。 ●学寮の運営についての検討(学寮開寮期間、学寮費)を行い、学寮の改築に向けて教育寮、国際寮としての本学学寮のあり方を整理する。 ●学内インターンシップの制定を受けて始めた学生スタッフ制度を、学生にとってキャリア形成の一つのチャンスとなるように内容の充実をはかる。 ●学科教育および課外活動を含めた大学4年間のすべての活動を通してのキャリア形成を重視し、キャリア委員会とキャリアセンターとの連携により、全学的に本学学生のキャリア形成を支える。また経済状況や倫理憲章等により刻々変わる就職活動を取り巻く状況に合わせた支援を行い、就職率の維持向上を目指す。 ●学生支援の適切性を定期的に検証し、改善につなげていく。 ●大学院修了者のキャリア支援を強化する。 	
	(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康保持・増進および安全・衛生への配慮 ・ハラスメント防止のための措置 ・学生の課外活動に対する指導、支援の適切性 ・学寮運営の適切性 				
	(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 ・キャリア支援に関する組織体制の整備 				<p>①学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。</p>
	上記(1)～(4)に含まれないもの					

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標	
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】		
7 教育研究等環境	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> 学生の学習および教員による教育研究環境整備に関する方針の明確化 校地・校舎・施設・設備に係る大学の計画 情報環境の全学的な整備状況 	/		<ul style="list-style-type: none"> ●教育研究等環境の整備に関する方針を定める。 ●開学65年を経て老朽狭隘化した校舎・設備等の改築、改修を計画的に推進することを目的に、キャンパス整備計画の策定を行う。具体的な着工については、同計画に基づき適時実施するが、その際、バリアフリーや耐震性等に注意するとともに、学内の歴史建造物の適正な維持管理、自然環境との調和等にも十分配慮する。 ●教育用情報機器等、情報化の推進については、現在、情報化推進プロジェクトチームによる検討と実際の作業が行われているが、その後の推進体制としては、基本的に現チーム構成のコンセプトを維持しつつ、全学の情報機器の計画的な導入等を調整し、企画実施する組織として情報化推進本部(仮称)を構想する。同本部は、学長の指揮のもと、機動的な全学組織として設置する。これに伴い関係事務組織を再編する。 ●平成25年度中に計画している学生向けの多目的スペース(クリエイティブ・ラーニングルーム)の改修を実現し、有効な活用を図る。 ●大学環境として必要な校地校舎の確保はもとより、安全安心で良好なキャンパスアメニティの整備に向けて、キャンパス整備計画の中に必要事項を適切に位置づける。これにあわせて、学内の歴史建造物についても、上記のとおり適正に維持保全を図るとともに、本学自身の歴史に対する理解の増進に資するよう、活用方法等を検討する。 ●学習図書館、研究図書館としての機能を果たす大学図書館の位置づけを明確にする。 ●学士課程教育のアクティブ・ラーニングへの転換への取り組みを推進するために、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化を図る。 ●教育研究用図書、雑誌の体系的収集による図書館蔵書 	
	(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保 記念施設・保存建物の管理・活用の状況 				<ul style="list-style-type: none"> ①校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備 				<ul style="list-style-type: none"> ②大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。 ③図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程の特徴、学生数、教育方法に応じた施設・設備の整備 ・ティーチング・アシスタント(TA)／リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 ・教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 	④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。	セスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 座席数・開館時間など、学生の学修に配慮した図書館利用環境の整備 ・ 研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障 ・ ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の人的支援 ・ 研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置 	の充実と、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等電子媒体の導入による学習・研究支援機能の向上を図る。 ●学習・研究環境の充実を図るために図書館情報システムの機能を強化する。 ●図書館ガイダンスを情報リテラシー教育と位置づけて、規模を拡大して実施する。 ●学生の主体的な学修を支えるために、学術情報等のコンテンツ提供と学習を補助する人的サポートを有機的に連携させたスペースとしてのラーニングcommonsの整備・拡大をはかる。 ●開架書架の配置見直しと蔵書を集約化する自動書庫の導入により、図書館内空間の有効活用を推進し、学習・研究環境として魅力的なスペースを創造する。 ●機関リポジトリのコンテンツ充実により論文等のオープンアクセスの推進を図り、教員・学生への学術情報提供の利便性を高めるとともに社会貢献に寄与する。 ●図書館の役割の変化に対応し、サブジェクトライブラリアンに加えてアクティブ・ラーニングを支援・デザインできる人材を育成する。 ●教学面における支援であるとともに、若手研究者の育成に資するTA、RA等の充実、科研費受給者に対する支援事務等は引き続ききめ細かな推進を図る。 ●外部資金等の獲得と適正執行のための情報提供、説明会による注意喚起、他大学の事例等によるケーススタディ等を通じて、研究倫理の問題を取り上げるとともに、研究倫理規程の整備と研究倫理委員会(仮称)の設置を図る。
	(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理に関する学内規程の整備状況 ・研究倫理に関する学内審査機関の設置・運営の適切性 	⑤専任教員のための研究室を整備していること。		
	上記(1)～(5)に含まれないもの				
	(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・産・学・官等との連携の方針の明示 ・地域社会・国際社会への協力方針の明示 			<ul style="list-style-type: none"> ●社会との連携・協力に関する方針を定め、教職員で共有する。 ●大学の理念に基づき、国際的なものも含めて学生のボランティアなどの社会貢献活動への支援をさらに積極的に推

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
8 社会連携・社会貢献	(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の成果を基にした社会へのサービス活動 ・学外組織との連携協力による教育研究の推進 ・地域交流・国際交流事業への積極的参加 ・本学付属機関の地域社会・国際社会に対する貢献(マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所) 	/	①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該大学、学部・研究科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推進しているか。 ③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。	シンクやほかの社会貢献活動の充実を図るべく積極的に進める。 ●東日本大震災の被災地への復興支援活動は、陸前高田で実施している子ども支援に加えて、必要な活動を教職員もともに協力し柔軟に対応していく。 ●町内会とともに行なう防災活動や地域の小学校の児童へのサポートなど、実施中の地域社会との連携をさらに充実させる。 ●地域や大学外部の方からニーズを聴取しつつ、マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所、教養講座、各種の講演会等による社会貢献をさらに充実させる。 ●社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善につなげる。
	上記(1)～(2)に含まれないもの				
	(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的な管理運営方針の策定と大学構成員への周知 ・意思決定プロセスの明確化 ・教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化 ・教授会・大学院委員会の権限と責任の明確化 	/		<ul style="list-style-type: none"> ●大学の理念の実現に向けて管理運営方針を明確に定め、教職員で共有する。 ●教学組織と法人組織の権限と責任の明確性を確保する。 ●「教授会規程」「大学院委員会規程」により、教授会と大学院委員会の権限と責任の明確性を確保する。 ●建学の精神、教育の理念の実現に向けて、着実にその具現化を図るため、毎年度、大学全体の事業計画、各部署毎の事業計画を作成しているが、期中、期末の自己点検評価により、PDCAサイクルの実質化を徹底する。 ●大学改革が急速に進みつつある今日、法令改正や関連通達等を踏まえた学内規定の整備と周知については、より一層注意を払いつつ適時適切に行う。法令遵守については日頃より様々な機会をとらえて広く注意を喚起する。

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
9 管理運営・財務 管理運営	(2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長、研究科長及び理事(学務担当)等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性 	① 学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	<ul style="list-style-type: none"> ① 意思決定プロセスや、権限・責任(教学組織と法人組織との関係性含む)、中長期の大学運営のあり方を明確にした管理運営方針を定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。 ② 方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。 ③ 事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。 ④ 管理運営に関する検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 既存の各組織の権限や責任については明確化が図られているが、今後、大学を取り巻く変化や要請に対応しうる体制の整備が重要になるとの観点から、既存組織間の合同・連携協力の促進、既存組織で対応できない新たな取り組みのための組織を迅速に立ち上げることなど、学長のリーダーシップのもと、より一層機動的に対応しうる管理運営をめざす。 ● 職員組織は、専任、非常勤等さまざまな雇用形態による採用者で構成されているが、全員が大学を支える重要な構成員であるのは言うまでもなく、一人ひとりにとって良好な職場環境であることが必須である。職員各人の積極性と責任性を促し、モチベーションを維持する観点から、職種等を問わずSDの提供、必要な裁量権限の付与等、勤労意欲に見合う業務配分に配慮する。 ● 職員間の相互協力による相乗的な効果の発揮のためには、その基礎となる信頼関係の樹立と保持が不可欠であり、管理職をはじめとして良好な職場環境の醸成に一層細心の注意を払うことを、事務組織の優先課題として取り組む。 ● 時間外勤務の縮減につき、引き続き取り組み、当初の基準値の半減を実現させる。ワークライフバランスを適正に保つとともに、経費節減による効果を人事評価も含めた処遇等に還元するなど、各職員の改善努力を適切に反映する方途について検討を進める。 ● 職員の資質向上、勤労意欲の維持のため、事務職員に係る評価制度等を適時見直すこととしているが、アンケート等で幅広く意見を徴し、個々人に着目したきめ細かなキャリアパスの形成支援を図ることを試みる。 ● 資質向上については、職員の個性や特技等を生かすことに配慮しつつ、事務職員としての基本的資質、知識等を身に付けさせ、広くいかなる部署に異動しても柔軟・適切に対応しうる環境適応性、応用力を育む研修等を提供する。 ● 事務組織は、限られた人員等を最大限に有効活用する観点から、相互の連携と協力、重点施策等への機動的な人員配置、外部のニーズや変化に対応した柔軟な組織構築などが必要であり、組織の在り方や構成については、事務の組織規程及び事務分掌の定めを含め、不断の見直しにより最適化を図る。
	(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様性への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 	② 法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。		
	(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> 人事考課に基づく適正な業務評価と処遇改善 スタッフ・ディベロップメント(SD)の実施状況と有効性 			
	上記(1)～(4)に含まれないもの				

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
9 管理運営・財務 財務	(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・中・長期的な財政計画の立案 ・科学研究費補助金、受託研究費等の外部資金の受け入れ状況 ・消費収支計算書関係比率および貸借対照表関係比率の適切性 	<p>①【大学評価分科会評価事項】 財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。</p> <p>(私立大学) 監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。</p>	<p>【大学財務評価分科会評価事項】</p> <p>①教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤(もしくは配分予算)を確立しているか。</p> <p>②中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、それらの関連性が適切であるか。</p> <p>③教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを導入(整備)しているか。</p> <p>④文部科学省科学研究費補助金、外部資金(寄附金、受託研究費、共同研究費など)、資産運用等の状況は、当該大学の財政基盤の充実を図る上で適切であるか。</p> <p>⑤(私立大学) 当該大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。</p> <p>【大学評価分科会評価事項】</p> <p>①予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 帰属収支差額比率を早期に5%以上に回復させ、安定的財政基盤を確立するため、寄付金や科研費等補助金の獲得に一層努力を傾注し、そのために必要なきめ細かな工夫改善を図る。 ● 現在検討中のキャンパス整備計画を実現する上で必要となる資金を確保するため、中長期的な資金計画を組み立てることとし、当面、年度毎の予算配分とその執行に留意し、決算状況を当該資金計画の策定のプロセスに適切に反映させる。 ● 年度毎の予算編成方針の策定と適切な予算配分に引き続き努めるとともに、予算執行の状況や資金配分の効率性について、他大学の事例等も参照し、実効性ある分析・検証を行い、予算管理の適正化と財務関連諸比率の向上に資する。 ● 科研費等補助金の執行に係る適切性確保のため、内部監査制度を含め事務管理を充実させるとともに、使い勝手のよい外部資金を目指した簡素合理化のためのルールづくりを進める。関係教職員の協力を得て、不正防止の徹底を図る。
	(2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 ・予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立 			
	上記(1)～(2)に含まれないもの				
	(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検・評価の実施と結果の公表 ・情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 	<p>①自己点検・評価を定期的実施していること。</p> <p>②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報(※)を公表していること。</p> <p>※ ここでいう必要な情報とは下記の事項を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法(同法施行規則)によるもの ・財務関係書類 ・自己点検・評価の結果 		<ul style="list-style-type: none"> ● 大学の諸活動において組織レベル、個人レベルで自己

自己点検評価における到達目標

大学基準協会による新基準					大学の到達目標
各章項目	点検評価項目	評価の視点	留意すべき事項【基盤】	留意すべき事項【達成度】	
10 内部質保証	(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 内部質保証の方針と手続きの明確化 内部質保証を掌る組織の整備 自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立 構成員のコンプライアンス(法令・モラルの遵守)意識の徹底 	/	<p>① 質保証を積極的に行うための大学の姿勢を明らかにし、内部質保証システムを整備しているか。また、そのシステムを適切に機能させているか。(評価するにあたり、当該大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する)</p> <p><内部質保証システム></p> <ul style="list-style-type: none"> 学外者の意見を聴取する等、内部質保証の取り組みの客観性 妥当性を高めるための工夫が見られること。 文部科学省及び認証評価機関からの指摘事項に対して、適切に対処しているといえること。 大学の諸活動における検証と見直しのシステムが実行されているかを把握していること。 	<p>点検・評価を恒常的に行い、その結果を基礎に、将来のために改善・改革を行う効果的なシステムを構築する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果を社会へ公表する。また聖心女子大学に対する認証評価結果ならびに必要な情報についても社会に公表する。 ● 本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図る。 ● 認証評価機関および文部科学省からの指摘事項への適切な対応を行う。 ● 学外者からの意見聴取を検討する等、内部質保証の取り組みの客観性を確保する体制作りを図る。 ● 内部質保証システムの妥当性を高めるための工夫を図る。 ● 教育研究活動のデータベース化を図り、積極的に広報を進める。
	(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	<ul style="list-style-type: none"> 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実 教育研究活動のデータベース化の推進 学外者の意見の反映 文部科学省および認証評価機関等からの指摘事項への対応 			
	上記(1)～(3)に含まれないもの				

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
1 理念・目的	(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 理念・目的の明確化 実績や資源からみた理念・目的の適切性 個性化への対応 	①学部、学科または課程ごとに、大学院は研究科または専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として大学が追求すべき目的(※)を踏まえて、当該大学、学部・研究科の理念・目的を設定していること。 ※「大学基準の解説」基準1、学校教育法第83条、第99条等参照	○文学部及び大学院文学研究科の人材養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めるとともに、文学部各学科専攻の教育研究の目的と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修士生像を『履修便覧』に定めている。 ○学校教育法並びに大学基準に定める大学及び大学院の目的を踏まえて文学部・文学研究科の理念・目的を適切に設定している。 ○文学部及び大学院文学研究科の人材の養成の目的その他の教育研究上の目的を学則に定めるとともに、文学部各学科専攻の教育研究の目的と目指す卒業生像及び大学院文学研究科各専攻の教育研究の目的と目指す修士生像を、ホームページ、および大学案内によって、教職員、学生、受験生を含む社会一般に対して周知・公表している。その内容は毎年確認し更新している。
	(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員(教職員および学生)に周知され、社会に公表されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 構成員に対する周知方法と有効性 社会への公表方法 	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生、受験生を含む社会一般に対して、当該大学・学部・研究科の理念・目的を周知・公表していること。	
3 教員・教員組織	(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	【学士・修士・博士課程】 <ul style="list-style-type: none"> 教員に求める能力・資質等の明確化 教員構成の明確化 教員の組織的な連携体制と教育研究に係る責任の所在の明確化 	①採用・昇格の基準等において、法令(※)に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。 ※ 学校教育法第92条、その他 大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準等の関係法令参照 ②組織的な教育を実施する上において必要な役割分担、責任の所在を明確にしていること。	○教員の採用・昇格等における教員に求める能力・資質等については、学校教育法並びに大学設置基準・大学院設置基準等の関係法令に定める教員の資格要件を踏まえ、教員資格審査基準並びに教員選考規程および大学院担当教員選考及び審査手続規程を適切に定めている。 ○文学部各学科及び大学院文学研究科各専攻の組織的な教育を実施する上において必要な教員間の役割分担、連絡調整並びに責任の所在の明確化が図られている。
	(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	【学士・修士・博士課程】 <ul style="list-style-type: none"> 編成方針に沿った教員組織の整備 授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備 【修士・博士課程】 <ul style="list-style-type: none"> 研究科担当教員の資格の明確化と適正配置 	③当該大学・学部・研究科の専任教員数が、法令(大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること(※)。 ※【法令によって定められた必要数】大学設置基準、大学院設置基準、専門職大学院設置基準およびこれらに付随する文部科学省告示等参照 ④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること。 ※ 大学設置基準第7条第3項	

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
4 教育内容・方法・成果	(1)教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学士課程・修士課程・博士課程の教育目標の明示 ・教育目標と学位授与方針との適合性 ・修得すべき学習成果の明示	①理念・目的を踏まえ、学部・研究科ごとに、課程修了にあたって修得しておくべき学習成果、その達成のための諸要件(卒業要件・修了要件)等を明確にした学位授与方針を設定していること。	【適】 ○「聖心女子大学の理念」に基づき、学則第1条に本学の教育目標を掲げ、各学科・専攻ごとの教育の目的と目指す卒業生像は、『履修要覧』に明記している。 ○教育課程の編成方針は、『履修要覧』のほか、大学HP、『大学案内』等に詳しく記載し、公表している。 ○「聖心女子大学の理念」に基づき、大学院では、大学院学則第1条に大学院文学研究科の目的を掲げ、各専攻の「教育研究の目的と目指す修士生像」は、『履修要覧』および大学HPに明記している。しかし、『大学院案内』には未記載である。 ○大学院の教育課程の編成・実施方針は、『大学院案内』および大学HPに詳しく記載し、公表している。しかし、『履修要覧』には未記載である。
	(2)教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示 ・科目区分、必修・選択の別、単位数等の明示	②学生に期待する学習成果の達成を可能とするために、教育内容、教育方法などに関する基本的な考え方をまとめた教育課程の編成・実施方針を、学部・研究科ごとに設定していること。	
	(3)教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・周知方法と有効性 ・社会への公表方法	③公的な刊行物、ホームページ等によって、教職員・学生ならびに受験生を含む社会一般に対して、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を周知・公表していること。	
4 教育内容・方法・成果	(1)教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	【学士・修士・博士課程】 ・必要な授業科目の開設状況 ・順次性のある授業科目の体系的配置 【学士課程】 ・専門教育・教養教育の位置づけ ・副専攻運営の適切性 【修士・博士課程】 ・コースワークとリサーチワークのバランス	①【学士】幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 大学設置基準第19条第2項	【適】 ○各学科・専攻では、教育目標に従い授業科目を体系的に開設し、必修・選択の別、配当年次についても充分留意しており、さらに関連分野として、他学科・専攻が開設している授業科目を一定以上履修させることにより、幅広い教養の修得をはかっている。 ○大学院各専攻では、教育目標に従い授業科目を体系的に開設しており、当該分野に関連する基礎的素養を涵養するとともに高度の専門的な知識及び能力を修得させている。 ○各専攻では「研究指導体制」を『履修要覧』に明示し、学生の研究及び論文執筆の指導に十分配慮している。
	(2)教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	【学士課程】 ・学士課程教育に相応しい教育内容の提供 ・初年次教育・高大連携に配慮した教育内容 【修士・博士課程】 ・専門分野の高度化に対応した教育内容の提供	②【修士・博士】コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせ、教育を行っていること。 ※ 大学院設置基準第12条	

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
4 教育内容・方法・成果 (3)教育方法	(1)教育方法および学習指導は適切か。	【学士・修士・博士課程】 ・教育目標の達成に向けた授業形態(講義・演習・実験等)の採用 ・履修科目登録の上限設定、学習指導の充実 ・学生の主体的参加を促す授業方法 【修士・博士課程】 ・研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導	①当該学部・研究科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ②【学士】 1年間の履修科目登録の上限を50単位未満に設定していること。これに相当しない場合、単位の実質化を図る相応の措置がとられていること。 ③【修士・博士】研究指導計画に基づく研究指導、学位論文作成指導を行っていること	【適】 ○各学科・専攻が『履修要覧』に明示・公表した教育目標に基づき、講義・演習・実習等のさまざまな授業形態を適切に配置した教育課程を設けている。 ○各年次ごとに登録単位数の上限を設定し、『履修要覧』に明示している。 ○各学科・専攻では、演習形態の授業を選択必修科目とし、学生の主体的参加を促し、各自の意見を発信する力を高めることに留意している。 ○シラバスは統一された書式で実施して全学生に配布している。 ○成績評定と単位認定は、全教員の共通理解のもとで適切に行われている。 ○各授業で実施される授業アンケートの結果に基づき、専任教員全員が授業報告書を作成、これを学務部でとりまとめて、学生に公開するとともに、学生の意見・要望を教育内容・方法の改善、施設設備の充実などに活かしている。 ○大学院・全専攻が『履修要覧』に明示・公表した研究指導体制に従い、研究指導と学位論文作成指導を行っている。 ○大学院のシラバスは統一された書式で実施し、単位制度の趣旨に沿った単位設定を行っている。 ○大学院FDの一環として、隔年で大学院学生を対象としたアンケート調査を行い、教育内容・方法、教育成果、その他につき学生側の意見、要望を聴取し、改善に生かしている。アンケート結果および改善状況については冊子にまとめ、学内に公表している。 ○「研究指導計画」の作成は指導教員の任意としている。
	(2)シラバスに基づいて授業が展開されているか。	【学士・修士・博士課程】 ・シラバスの作成と内容の充実 ・授業内容・方法とシラバスの整合性	④授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにしたシラバスを、統一した書式を用いて作成し、かつ、学生があらかじめこれを知ることができる状態にしていること。	
	(3)成績評価と単位認定は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・厳正な成績評価(評価方法・評価基準の明示) ・単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性 ・既修得単位認定の適切性	⑤授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定していること。 ⑥既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施していること。	
	(4)教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	【学士・修士・博士課程】 ・授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施	⑦教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。	
4 教育内容・方法・成果 (4)成果	(2)学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。	【学士・修士・博士課程】 ・学位授与基準、学位授与手続きの適切性 【修士・博士課程】 学位審査および修了認定の客観性・厳格性を確保する方策	①卒業・修了の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示していること。 ②学位授与にあたり論文の審査を行う場合にあっては、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準(学位論文審査基準)を、あらかじめ学生に明示していること。	【適】 ○卒業要件と学位授与の条件を、それぞれ学則と学位規程に明示・公表したうえで、学位授与を適切に行っている。 ○大学院修了要件と学位授与の条件を、それぞれ大学院学則、学位規程に明示・公表したうえで、学位授与を適切に行っている。『履修要覧』にはより詳しい修了要件と、「学位論文提出要件」および、「論文の評価基準」を明示・公表している。

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
5 学生の受け入れ	(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・求める学生像の明示 ・当該課程に入学するにあたり、修得しておくべき知識等の内容・水準の明示 ・障がいのある学生の受け入れ方針 	<p>①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学部・研究科ごとに定めていること。</p> <p>②公的な刊行物、ホームページ等によって、学生の受け入れ方針を、受験生を含む社会一般に公表していること。</p>	<p>【適】</p> <p>○学生の受け入れ方針は、ガイドブックおよびHPに明記している。 ○公平かつ適切な判定・選抜をすべく、全ての入試ごとに見直しを図っている。</p>
	(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生募集方法、入学選抜方法の適切性 ・入学選抜において透明性を確保するための措置の適切性 	<p>③学生募集、入学選抜の方法が、受験生に対して公正な機会を保障し、かつ大学教育を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。</p>	
	(3) 適切な定員を設定し、入学を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・収容定員に対する在籍学生数比率の適切性 ・定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応 	<p>④【学士】学部・学科における過去5年の入学定員に対する入学学生数比率の平均が1.00である(※)。また、学部・学科における収容定員に対する在籍学生数比率が1.00である(※)。 ※【定員超過の場合の提言指針】 《実験・実習を伴う分野(心理学、社会福祉学に関する分野を含む)》 1.20以上:努力課題、1.25以上:改善勧告 《医学・歯学》 1.00以上:努力課題、1.05以上:改善勧告 《上記以外の分野》 1.25以上:努力課題、1.30以上:改善勧告</p> <p>※【定員未充足の場合の提言指針】 《全て》 0.9未満:努力課題、0.8未満:改善勧告</p> <p>⑤【学士】学部・学科における編入学定員に対する編入学生数比率が1.00(※)である。 ※【定員超過の場合の提言指針】 《未完成学部を除く全て》 1.30以上:努力課題 ※【定員未充足の場合の提言指針】 《未完成学部を除く全て》 0.7未満:努力課題</p> <p>⑥【修士・博士・専門職学位課程】部局化された大学院研究科や独立大学院などにおいて、在籍学生数比率が1.00である。</p>	<p>【適】</p> <p>○各種入試における合格者数を慎重に判断しながら、適正な入学学生数を確保している。 ○編入学者については、2年次編入としていることもあり、定員を充足するにいたっていない。収容定員に対し在籍者数は0.54倍である。 ○本学では入学者を一括募集し、2年次から各学科専攻に所属させているが、その進路の決定にあたっては、1年次の6月から各学科専攻の内容、進路の決定方法についてガイダンスなどを通じて学生に周知し、各学科専攻の収容定員を考慮しつつ、かつ学生の希望を重視しながら、適切に進路決定を行っている。 ○学生の休学・退学・復学等については、学則に基づき厳格な手続のうえ、適正に行っている。 ○学部の収容定員1890名に対し、在籍者数は2188名で、1.16倍であり、適切な範囲である。</p> <p>○大学院の収容定員112名に対し、在籍者数は63名で0.56倍である。</p>

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
6 学生支援	(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。	<ul style="list-style-type: none"> 進路選択に関わる指導・ガイダンスの実施 キャリア支援に関する組織体制の整備 	① 学生の進路選択に関わるガイダンスを実施するほか、キャリアセンター等の設置、キャリア形成支援教育の実施等、組織的・体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	【適】 ○キャリアセンターにキャリアカウンセラーを配置し、初年次からのキャリア形成への自覚を促すとともに、各種の講演会や催しによって支援している。
7 教育研究等環境	(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 校地・校舎等の整備状況とキャンパス・アメニティの形成 校地・校舎・施設・設備の維持・管理、安全・衛生の確保 記念施設保存建物の管理・活用の状況 	① 校地および校舎面積が、法令上の基準(大学設置基準等)を満たしており、かつ運動場等の必要な施設・設備を整備していること。	【適】 ○校地・校舎面積ならびに必要な施設・設備については、それぞれ基準を満たし、又、整備されている。 ○安全、衛生管理等を含め、キャンパスアメニティの向上に向けては、定期的なチェックや要望等を踏まえた迅速な対応に努めている。 ○50周年事業以降は、記念施設等に改変を加えることなく、維持管理されているが、今後、より効果的な活用方法等にも留意するとともに、本年度に設置されたキャンパス整備検討会においてもアンケート調査等により、大学構成員の意向等も確認することとしている。
	(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 図書、学術雑誌、電子情報等の整備状況とその適切性 図書館の規模、司書の資格等の専門能力を有する職員の配置、開館時間・閲覧室・情報検索設備などの利用環境 国内外の教育研究機関との学術情報相互提供システムの整備 	② 大学、学部・研究科等において十分な教育研究活動を行うために、図書館において必要な質・量の図書、学術雑誌、電子媒体等を備えていること。 ③ 図書館、学術情報サービスを支障なく提供するために、専門的な知識を有する専任職員を配置していること。	【適】 ○教員・学生からの購入希望を尊重する収集方針に基づいて、学部、大学院の各学問分野の図書、学術雑誌を幅広く収集し、閲覧に供している。オンライン・ジャーナルの整備、電子ブックの購入を進め、教育研究活動に必要な学術情報を確保している。ラーニング・コモンズを設置し、ラーニング・アドバイザーを配置することで授業時間外に学生が主体的・能動的に学習できる環境を整えている。平成25年秋に情報検索システムの更新を行い、国内外の図書・雑誌の所蔵情報に加えて論文記事等の学術情報の収集機能を強化するとともに、他大学機関との相互利用サービスを維持している。また、機関リポジトリを使って本学の学術成果を公開している。 ○専門的な知識を有する専任職員は配置されている。しかし、期待される図書館サービスのレベルを維持するためには、人員配置の強化および人事異動の影響を緩和できる体制作りが課題となる。
	(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 教育課程の特徴、学生数、教育方法に応じた施設・設備の整備 ティーチング・アシスタント(TA)／リサーチ・アシスタント(RA)・技術スタッフなど教育研究支援体制の整備 教員の研究費・研究室および研究専念時間の確保 	④ 専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。 ⑤ 専任教員のための研究室を整備していること。	【適】 ○専任教員に対しては、毎年一定額の研究費と研究図書費が支給されている。 ○全専任教員に対して、個人研究室が整備されている。 ○教育研究支援体制については、「ティーチング・アシスタント規程」(平成23年1月)、「リサーチ・アシスタント規程」(平成23年4月)を定め、活用が進んでいる。

平成25(2013)年度 自己点検評価シート(基盤評価)

基盤評価				平成25年度
大学基準	点検評価項目	評価の視点(例)	留意すべき事項	1項目100-200字程度で簡潔に記述(箇条書き)
9 管理運営・財務	(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令に基づく管理運営に関する学内諸規程の整備とその適切な運用 学長、学部長、研究科長および理事(学務担当)等の権限と責任の明確化 学長選考および学部長・研究科長等の選考方法の適切性 	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等を明確にしていること。	<p>○教学マネジメントについては、経営会議規則を定めて大学の企画・運営、経営に関する基本方針等を審議する経営会議を学長のもとに設置するとともに、学長を中心とする運営体制を確立するために副学長等に関する規程を定め、副学長等の職務を規定している。また、教授会規程及び大学院委員会規程を定め、教授会と大学院委員会の審議事項を明確化し、学長の選考においても選出規程、学長候補者選考委員会内規等の関係諸規程を定め、選考は適切に行われている。</p> <p>○さらに、本年度においては、キャンパス整備、並びに全学の情報化の推進に向けて、明文の設置要領等を定めて関係教職員による検討会等を設置し、検討を開始したところである。</p>
	(1) 管理運営	(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 事務組織の構成と人員配置の適切性 事務機能の改善・業務内容の多様性への対応策 職員の採用・昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用 	②法人・大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。
9 管理運営・財務	(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 予算編成の適切性と執行ルールの明確性、決算の内部監査 予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの確立 	<p>①【大学評価分科会評価事項】財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえること。</p> <p>(私立大学)監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえること。</p>	<p>○予算・決算については、より適切な方法となるよう改善しつつ、ルール化することとしている。監査においても、法令遵守のもと、適正に対応がなされている。</p> <p>○予算執行に伴う効果の分析や検証等の評価については、事業計画の評価(中間評価、年度末評価)とあわせて行うこととしているが、他大学から評価員を依頼し、徐々に外部評価を取り入れていくことも今後の検討課題と考える。</p> <p>また、今後の消費税率引き上げや学校会計制度改定への適切な対応を行うべく、準備を進めていく。</p>
10 内部質保証	(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の実施と結果の公表 情報公開の内容・方法の適切性、情報公開請求への対応 	<p>①自己点検・評価を定期的に実施していること。</p> <p>②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報(※)を公表していること。</p> <p>※ ここでいう必要な情報は 下記の事項を指す</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校教育法(同法施行規則) によるもの 財務関係書類 自己点検・評価の結果 	<p>○自己点検・評価は毎年度実施しており、その結果は大学HPで公表している。</p> <p>○受験生及び社会一般に対し、「学校教育法施行規則」第172条の2に規定する諸事項および、財務関係資料、自己点検・評価結果等を、大学HPで毎年公表している。</p> <p>○個人情報に関する開示などの手続きについてはHP上に公表している。</p>

1. 理念・目的

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。 (2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。 (3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。
本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
<p>●大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的が、建学の精神に立脚し、目指すべき方向性を明確に示す適切なものであることを確保する。</p> <p>大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的は、建学の精神を現代社会の状況を踏まえて具現化するべく1996年に理念委員会の入念な検討と教授会承認を経て明確化、確定され適切なものとして確保されてきている。(50年記念誌,P.106、理念委員会、教授会承認)</p> <p>平成24、25年度に将来構想・評価委員会で学部の学科構成の見直し検討を行い、教授会の審議を経て、平成26年度入学より5学科2専攻から8学科1専攻に組織を改組したが、この教育組織改組の検討過程で、本学の理念・目的の適切性があらためて全学的見地から検証された。そのうえで、本学の理念・目的の実現に相応しい学科、学部の在り方が検討されたものであり、本学の理念・目的が、目指すべき方向性を明確に示す適切なものであることが確保されている。(平成24年度第7回、第8回教授会議事要旨)</p> <p>●理念・目的の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築する。</p> <p>大学としての理念・目的の適切性についての検証は将来構想・評価委員会が行うが、これに関する時期、頻度に関しては、現時点では明確化していない。</p> <p>平成13年度に発足した将来構想・評価委員会の下部組織「姉妹校との連携を考える会」が、“建学の精神や教育目標をどのように具現化するか、各姉妹校と連携する組織を確立する”(「平成20年度自己点検評価報告書」第1章理念・目的・教育目標8頁より引用)ことから、平成20年度に解散された。平成20年度以降は、学長、姉妹校校長会直属の組織として再編成され、建学の精神を通じた連携事業を中心に活動している。</p> <p>●検証組織体制の役割と責任を明確化し、適切に機能させる。</p> <p>前述のように、将来構想・評価委員会が理念・目的の検証を行うが、さらに、カトリック大学としての使命や本学の理念を具現化していくうえで、学生の活動と学びを統合し、本学のミッションを推進していくための組織として「聖心女子大学ミッション推進会議(仮称)」を立ち上げた(平成25年度第8回将来構想・評価委員会議事要旨)。当面は試行的に活動し、将来構想・評価委員会が適宜、報告していく予定である。</p> <p>●建学の精神や大学の理念・目的を教職員、学生に周知徹底する取り組みの定着化を図る。</p> <p>建学の精神や大学の理念・目的を教職員、学生に周知徹底する取り組みの定着化のために、平成23年度には建学の精神をテーマとする教職員研修会を実施(平成23年8月24日開催)した。また、毎年、新任教職員に対する学校法人本部による研修、学生に対しては、1年次生対象の前期ジェネラルレクチャーにおける理事長・学長の話、2年次以上年次別ガイダンスでの学長からの話、総合現代教養科目「聖心スピリットと共生」(平成20年度より毎年開講、全学対象選択可)などさまざまな取り組みを行っている。</p> <p>また、平成24年度に奨学金制度を見直し、「聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞」への名称変更と、奨学金応募の課題内容を変更し、学生による理念の理解浸透を促進させた。(平成24年度第6回学生委員会)。</p>

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●学部、研究科の理念・目的の適切性を定期的に検証する体制を構築する。</p> <p>学部、研究科の理念・目的の適切性の検証については将来構想評価委員会がこれにあたることを当委員会(平成25年度第8回)で確認し、時期や頻度に関しては認証評価のサイクルに合わせて検証する案を平成26年度に経営会議より提案する。</p> <p>●教職員、学生への効果的な周知徹底の方策を推進する。(標語ほか)</p> <p>大学の理念・目的を効果的に周知徹底させる方策のひとつとして平成23年度に本学の教育理念をあらわす標語を策定し、これを印刷した教職員および学生用名刺が利用されるようにした。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
平成25年度の職員研修会では、大学の歴史を学ぶ研修、カトリック精神を深める研修などが自主的に計画され、希望する職員が参加して研修をおこなった。本学の学園祭である聖心祭は大学の理念、聖心の精神をベースにしたテーマの選定、プログラム作成や企画が定着している。(聖心祭パンフレット)
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
建学の精神、建学の理念、大学の理念など、表現が統一されていないで紛らわしいものを点検して改める。(50年記念誌、扉ページ)建学の精神と”聖心スピリット“の関連が必ずしも適確に表されていないので関連箇所を点検し、適切な表現に改める。
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p>
根拠資料
学部、大学院の学則、大学で作成する『履修要覧』、大学ガイドブック、公式ホームページ、教員ハンドブック、非常勤教員ハンドブック、学生生活2013、および学生会が作成する学生会のハンドブック、50周年記念誌、聖心祭パンフレット(数年分)平成25年度夏期職員研修会プログラム「姉妹校連携の会に関する教授会議事要旨抜粋」

2. 教育研究組織

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。 (2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。
本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
<p>●教育研究組織(学科・専攻、キリスト教文化研究所、心理教育相談所等)が、大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現に対して適切であることを確保する。</p> <p>学部の学科構成については平成24、25年度に将来構想・評価委員会で検討を行い、平成26年度入学者より5学科2専攻から8学科1専攻に組織を改めることにした。また、キリスト教文化研究所については、平成25年2月にその目的と事業等について検討を行い、「キリスト教文化研究所規程」を改訂し、教育的な側面をより明確にした(平成24年度第13回教授会承認)。これらの教育研究組織はいずれも、聖心女子大学学則および大学院学則各々に記載されている目的に則ったもので、その目的の実現に対して適切である。</p>
<p>●教育研究組織の適切性が、定期的に検証される組織体制を構築し、適切に機能させる。</p> <p>前述の改組にあたっては将来構想・評価委員会、教授会において全学的な見地から望ましい学科、学部の在り方を検討した。各学科専攻単位では、平成24、25年度の自己点検・評価活動の中で、各専攻別で作成した点検評価シートをもとに、将来構想・評価委員会で報告を行った。また、各年度の自己点検・評価報告書において、付属資料として各専攻別自己点検・評価の概要を取りまとめたものを大学公式ホームページで公表した。</p> <p>本学の教育研究組織の理念・目的に照らした適切性についての検証は将来構想・評価委員会が行うが、これに関する時期、頻度に関しては、現時点では明確化していない。</p>
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●学科改組にあたり、理念・目的、卒業生像を再検討する。</p> <p>平成26年度からの学科改組にあたり、将来構想・評価委員会および学科代表委員会のもとで、各学科の卒業生像を再検討し、大学の理念・目的との整合性からより明確化する作業を行い、平成26年度の『履修要覧』ガイドブック、ホームページ等に掲載する。</p>
<p>●教育研究組織の適切性を定期的に検証する体制を構築し、適切に機能させる。</p> <p>教育研究組織の適切性については、将来構想・評価委員会のもとで検討する体制をとるが、その時期、頻度については未決定なので、平成26年度の将来構想・評価委員会および大学院将来構想・評価委員会で検討する。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
上記の重要課題の記載内容と同じ。
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p>
根拠資料

教授会議事要旨

平成24年度自己点検評価報告書、平成25年度自己点検評価報告書(予定)

3. 教員・教員組織

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。 (2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。 (3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。 (4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。</p>
<p>本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●大学文学部および大学院文学研究科の教員組織が、教育理念・目的・目標並びに教育課程の種類・性格・学生数に対して適切であることを確保する。 (学部)平成26年度の学科改組、教育学科初等教育学専攻の収容定員増のための準備の過程で、教員組織についての適切性を将来構想・評価委員会、教職課程委員会等で点検し、また教職課程充実のため、2名の専任教員増員を行った。 (大学院)大学院文学研究科の教員組織は教育理念・目的・目標並びに教育課程、学生数に対して適切であり、潤沢である。</p> <p>●大学文学部専任教員および大学院文学研究科の担当教員の採用、選考、任用については、「聖心女子大学教員選考規程」「聖心女子大学教員資格審査基準」ならびに「聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続き規程」に則り、適切に行われることを継続する。 (学部)平成25年度、5名の専任教員採用をはじめ、専任教員の昇任、非常勤講師の採用について、上記規定に則り、適正な審査を行った。 (大学院)大学院文学研究科の担当教員の採用にあたっては、専任、非常勤とも規則に則り適切に行われている。</p> <p>●主要な授業科目へ専任教員を適正に配置する。 (学部)各学科・専攻におけるカリキュラム体系を確認したうえで、専任教員を適正に配置した。 (大学院)教員の配置に関しては各専攻が決定しているが、主要科目はもちろん、大学院科目の大多数の担当教員は専任教員であり、専任教員のカバーできない範囲を非常勤講師が担当してカリキュラムの広がりを支えている。</p> <p>●教員の年齢構成バランスの適正化を図る。 (学部)上記専任教員の採用人事では、各学科・専攻内での年齢構成を充分考慮した。 (大学院)学部と同様である。</p> <p>●必要に応じて外国人教員を採用する。 (学部)平成25年度、外国人の専任教員採用はなかったが、これまでも必要に応じて専任・非常勤の外国人教員を採用している。 (大学院)学部と同様である。</p> <p>●女子大学として、女性教員を積極的に採用する。 (学部)平成25年度、女性の専任教員採用はなかったが、これまでも女性教員を積極的に採用している。 (大学院)学部と同様である。</p> <p>●聖心女子大学が求める教員像を明確化し、教職員で共有する。 (学部・大学院)教員像の明確化については未着手である。1月中に将来構想・評価委員会で検討</p>

を開始する。

●大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現のため、学部、研究科それぞれに教員組織の編制方針を定め、教職員で共有する。

(学部・大学院)教員組織の編制方針については未着手である。1月中に将来構想・評価委員会で検討を開始する。

●教員の管理運営能力、社会貢献能力等の資質向上を図るための研修等を恒常的に実施するシステムを構築する。

(学部)授業改善のため、定期的に行われているFD研修会の中には、教員の管理運営能力、社会貢献能力等の資質向上に有益な内容も含まれているが、これらに特化した研修は実施されていない。
(大学院)学部と同様である。

●教員の教育研究活動の業績を適切に評価し、教育・研究活動の活性化を推進する。

(学部)教育研究業績を客観的に評価するシステムは構築されていない。
(大学院)学部と同様である。専任教員に関しては定期的に教育研究業績を大学に報告し、その内容を公表することによって、相互に業績を確認することとしている。また、教員の採用時および専任教員の昇任時には、教育研究業績をもとに資格審査が行われている。

●教員組織の適切性や学科ごとの専任教員数、非常勤講師枠が定期的に検証されるシステム作りを推進する。

(学部)専任教員数を検証するシステムは今後の課題だが、非常勤講師枠については教務委員会から教授会へという検証システムがあり、平成26年度の学科改組、教職課程再認定をふまえて、平成26年度前期までに見直しを行う予定である。

(大学院)基本的に学部と同様だが、大学院担当の非常勤講師枠については何らの基準がなく、今後の扱い方については検討が必要である。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●聖心女子大学が求める教員像を明確化し、教職員で共有する。(明示の方法については、「教員資格審査基準」第3条(教員の資格)の記述程度にとどめるか、さらに精緻化するか、USHネットへの掲載を行うか等を検討する。)

(学部・大学院)教員像については未着手である。1月中に将来構想・評価委員会で検討を開始する。

●大学文学部および大学院文学研究科の理念・目的の実現のため、学部、研究科それぞれに教員組織の編制方針を定め、教職員で共有する。(明示の方法については、「教員選考規程」「大学院担当教員選考及び審査手続き規程」等の規程等に盛り込むか、USHネットへの掲載を行うか等を検討する。)

(学部・大学院)教員組織の編制方針については未着手である。1月中に将来構想・評価委員会で検討を開始する。

●教員の資質向上を図るための研修等の実施を推進する。

(学部)毎年、FD研修会を実施しており、平成25年度は後期に導入したGoogle-Appsに関する研修を複数回実施した。
(大学院)学部と同様である。

●教員の教育研究活動の業績を適切に評価するシステム作りを推進する。

(学部)検討に着手していない。

(大学院) 学部と同様である。現状を踏まえて改善を図りたい。	
●教員組織の適切性や学科ごとの専任教員数、非常勤講師枠が定期的に検証されるシステム作りを推進する。	
(学部) 専任教員数を検証するシステムは今後の課題だが、非常勤講師枠については教務委員会から教授会へという検証システムがあり、平成26年度の学科改組、教職課程再認定等をふまえて、平成26年度前期までに見直しを行う予定である。	
(大学院) 大学院の非常勤講師枠について、運用の実態と問題点を検討したい。	
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。	
(学部) 平成26年度の学科改組に伴い、平成25年度後期に各学科・専攻が、それぞれのカリキュラム体系についての説明を作成したが、これは大学全体の教員像、各学科・専攻の教員組織の編制方針等を策定するための基礎的な資料として、有効に活用されることが期待される。	
(大学院) 大学院担当教員の任用が規定に基づき適切に行われており、人数の上でも潤沢である。	
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。	
教員像、教員組織の編制方針の早急な策定が必要である。	
将来に向けた発展方策	
※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。	
教員像、教員組織の編制方針の策定は、将来構想・評価委員会において平成26年度前半中に実現させる。	
根拠資料	
「聖心女子大学教員選考規程」 「聖心女子大学教員資格審査基準」 「聖心女子大学大学院担当教員選考及び審査手続き規程」 大学基礎データ 『履修要覧』 『シラバス』	

4. 教育内容・方法・成果

教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。 (2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。 (3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員(教職員および学生等)に周知され、社会に公表されているか。 (4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。
本学の「到達目標」(H26.2.25)の達成度状況
●学部では、教育目標および学位授与方針を見直した上、改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。 平成25年度後期に将来構想・評価委員会で、各学科・専攻で従来の卒業生像を点検、改訂し、学位授与方針についても、教育課程の編成方針、学生募集の方針とともに、従来のそれを点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。
●研究科では、教育目標、「教育研究の目的と目指す修了生像」を見直した上で、学位授与方針を明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。 研究科では、従来から専攻ごとに「教育研究の目的と目指す修了生像」を定めて『履修要覧』に公表しており、今回の点検・評価に際してはその見直しを行った。しかし定期的な検証のシステムとしては、未だに構築されていない。研究科では「学位授与方針」が明確に文章化されていないため、大学院将来構想・評価委員会内にWGを設け、平成25年度中の策定を目指している。併せて定期的な検証のシステムを構築する。
●学位授与方針に基づき、教育課程の編成・実施方針を学部・研究科、全学科・専攻にわたって改めて明文化し、それらの適切性が定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。 (学部) 平成25年度後期に将来構想・評価委員会で、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。 (大学院) 研究科では従来から専攻ごとに教育課程の内容については詳細な説明の文章が存在するが、研究科全体および各専攻の「教育課程の編成・実施方針」としては明確に文章化されてこなかった。大学院将来構想・評価委員会内にWGを設け、平成25年度中の策定を目指している。併せて定期的な検証のシステムを構築する。
●課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図るための検討を推進する。 (学部) 将来構想・評価委員会で各学科・専攻の卒業生像の改訂と検討にあたって、そこに課程修了時に修得しておくべき学習成果を盛り込み、策定した(平成25年度第7回将来構想・評価委員会)。 (大学院) 研究科においては今後、各専攻の修了生像の見直しの中で検討していく。
●理念に基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、『履修要覧』、『学生生活』、『大学ガイドブック』、『大学院案内』などの印刷媒体ならびにホームページ等のインターネットによる周知方法の見直しを行い、大学構成員への周知を徹底するとともに、広く社会一般への公表、周知を図る。

(学部) 将来構想・評価委員会で学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の見直しを行った際に、周知方法についても媒体の性格によって、それぞれで適切な形をとることを合意したが、具体的方法については今後の課題である。

(大学院) 研究科に関しては、「教育研究の目的と目指す修了生像」を『履修要覧』及び大学 HP に明記している。しかし、『大学院案内』には未記載である。「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」については新たに確定次第、大学 HP、『履修要覧』『大学院案内』等に掲載し、大学構成員並びに広く社会一般に対し周知を図る。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●学部では、教育目標および学位授与方針の適切性が定期的に検証されるシステムを構築する。

平成25年度後期に将来構想・評価委員会で、各学科・専攻で従来の卒業生像を点検、改訂し、学位授与方針についても、教育課程の編成方針、学生受け入れの方針とともに、従来のそれを点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。

●研究科では、教育目標、「教育研究の目的と目指す修了生像」および学位授与方針の適切性を定期的に検証するシステムを構築する。

研究科では、従来から専攻ごとに「教育研究の目的と目指す修了生像」を定めて『履修要覧』に公表しており、今回の点検・評価に際してはその見直しを行った。しかし定期的な検証のシステムとしては、未だに構築されていない。研究科では「学位授与方針」が明確に文章化されていないため、大学院将来構想・評価委員会内に WG を設け、平成25年度中の策定を目指している。併せて定期的な検証のシステムを構築する。

●学位授与方針に基づく教育課程の編成・実施方針の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。

(学部) 平成25年度後期に将来構想・評価委員会で、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。

(大学院) 研究科では従来から専攻ごとに教育課程の内容については詳細な説明の文章が存在するが、研究科全体および各専攻の「教育課程の編成・実施方針」としては明確に文章化されてこなかった。大学院将来構想・評価委員会内に WG を設け、平成25年度中の策定を目指している。併せて定期的な検証のシステムを構築する。

●課程修了にあたって修得しておくべき学習成果について、より具体化を図る。

(学部) 将来構想・評価委員会で各学科・専攻の卒業生像の改訂と検討にあたって、そこに課程修了時に修得しておくべき学習成果の項目を盛り込み、策定した。

(大学院) 研究科においては今後、各専攻の修了生像の見直しの中で検討していく。

●理念に基づく教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針について、『履修要覧』、『学生生活』、『大学ガイドブック』、『大学院案内』などの印刷媒体ならびにホームページ等のインターネットによる周知方法の見直しを行い、大学構成員への周知を徹底するとともに、広く社会一般への公表、周知を図る。

(学部) 平成25年度後期に将来構想・評価委員会で、全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は点検、改訂したが、「定期的な検証」のためのシステム構築は今後の課題である。

(大学院) 研究科に関しては、「教育研究の目的と目指す修了生像」を『履修要覧』及び大学 HP に明記している。しかし、『大学院案内』には未記載である。「学位授与方針」及び「教育課程の編成・実施方針」については新たに確定次第、大学 HP、『履修要覧』『大学院案内』等に掲載し、大学構成員並びに広く社会一般に対し周知を図る。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

(学部) 全学的な学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生受け入れの方針、および各学科・専攻の卒業生像は今年度後期に全面的な見直しを行った。

(大学院) 研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の策定については順調に準備が進んでいる。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

(学部) 学科専攻単位では、平成25年度に“学科専攻の卒業生像”を含んで、専攻別自己点検・評価を実施し、将来構想・評価委員会で各学科の評価を点検したが、今後、上記の方針や卒業生像を定期的に検証するシステムを構築する必要がある。

(大学院) 研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の策定を確実に実行し、各種媒体に掲載する。また、各専攻の修了生像の見直しを進める。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

(学部) 定期的な検証システム構築は、将来構想・評価委員会と教務委員会の各委員による横断的な組織で検討するのが適切だと思われる。

(大学院) 定期的な検証は、大学院将来構想・評価委員会を中心に、年度ごとの点検・評価のサイクルに合わせて実施することが適切であろう。

根拠資料

「聖心女子大学学則」「聖心女子大学大学院学則」

『履修要覧』『シラバス』『開講科目一覧』

『大学案内(ガイドブック)』『大学院案内』

大学 HP

平成25年度第7回将来構想・評価委員会議事録(及び平成25年度第10回教授会議事録)と資料

4. 教育内容・方法・成果

教育課程・教育内容

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。</p> <p>(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。</p>
<p>大学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目の開設の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築し、有効に機能させる。</p> <p>(学部) 開設する授業科目の適切性については、教務委員会と各学科・専攻で、次年度の開講科目を決定する際、定期的に検証している。</p> <p>(大学院) 研究科全体としては、大学院委員会で毎年、学則別表の変更につき承認する際、定期的に検証している。各専攻では恒常的に授業科目開設の適切性を検討しており、特に次年度開講科目及び担当者の決定に際しては専攻の会議で検討、検証を行っている。</p> <p>●教育課程の編成・実施方針に基づく履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し、本学の特徴である基礎課程と専攻課程の連携についてよりわかり易く明示する。</p> <p>履修系統図の導入についての検討は未着手である。</p> <p>●全学必修科目、総合現代教養科目、専攻課程科目(専攻科目・関連科目)についてカリキュラムの体系をわかり易く示すために各授業科目の「ナンバリング」を導入する。</p> <p>「ナンバリング」導入についての検討は未着手である。</p> <p>●学士課程における初年次教育の充実を検討し、そのための体制を整備する。</p> <p>第一外国語・第二外国語を含めた語学教育を、より効果的、効率的に行うことを目的として、各担当学科およびメディア学習支援センターの役割を明確化するためのプロジェクトチームを組織し、検討に着手した。</p> <p>●副専攻については、その制度の性格上、より明確な教育課程の編成・実施方針の周知が求められるため、主専攻と同様に履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し明示する。</p> <p>履修系統図の導入についての検討は未着手であるが、学科改組にともない、平成27年度から開始する新たな学科横断型副専攻(「総合リベラルアーツ副専攻」)の大枠を定め、具体的な運営方法についても検討中である。</p> <p>●修士・博士前期課程においては高度で専門的な知識や技能、幅広い学識が修得できる教育課程の改善を進める。</p> <p>各専攻での恒常的な努力を基本とするが、研究科全体としては、大学院専攻代表委員会により大学院学生や各専攻を対象としたアンケート調査を実施しており、問題点の抽出、改善努力の共有化等に努めている。</p> <p>●博士後期課程においては、さらに独創性をもって自立した研究活動を行うことができる教育内容の改善を進める。</p> <p>上記と同様である。</p>

<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●教育課程の編成・実施方針に基づく授業科目開設の適切性が、学部・研究科、全学科・専攻にわたって定期的に検証されるシステムを構築する。</p> <p>(学部) 開設する授業科目の適切性については、教務委員会と各学科・専攻で、次年度の開講科目を決定する際、定期的に検証している。</p> <p>(大学院) 研究科全体としては、大学院委員会で毎年、学則別表の変更につき承認する際、定期的に検証している。各専攻では恒常的に授業科目開設の適切性を検討しており、特に次年度開講科目及び担当者の決定に際しては専攻の会議で検討、検証を行っている。</p> <p>●教育課程の編成・実施方針に基づく履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し、本学の特徴である基礎課程と専攻課程の連携についてよりわかり易く明示する。</p> <p>履修系統図の導入についての検討は未着手である。</p> <p>●全学必修科目、総合現代教養科目、専攻課程科目(専攻科目・関連科目)についてカリキュラムの体系をわかり易く示すために各授業科目の「ナンバリング」を導入する。</p> <p>「ナンバリング」導入についての検討は未着手である。</p> <p>●副専攻については、その制度の性格上、より明確な教育課程の編成・実施方針の周知が求められるため、主専攻と同様に履修系統図(カリキュラムマップ)を作成し明示する。</p> <p>履修系統図の導入についての検討は未着手であるが、学科改組にともない、平成27年度から開始する新たな学科横断型副専攻(「総合リベラルアーツ副専攻」)の大枠を定め、具体的な運営方法についても検討中である。</p> <p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) 4.(1)に記した、各学科・専攻のカリキュラム体系の説明と卒業生像の見直しは、教育課程の編成と開設授業科目の適切性を検証するための基礎的資料として、有効に活用されることが期待される。</p> <p>(大学院) 教育課程の改善に関して、大学院学生や各専攻を対象としたアンケート調査を実施しており、有効に活用していきたい。(アンケート調査)</p> <p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) 各学科・専攻内での開設授業科目の適切性は十分に検証されているが、学科・専攻間で調整が必要な場合もあり、その際の調整のシステムを構築する必要がある。</p> <p>履修系統図・「ナンバリング」導入の前提として、現在各学科・専攻間で不統一な点が多い開講科目の命名方法の原則を、全学的に議論していく必要がある。</p> <p>(大学院) アンケート調査の結果からは、少人数教育であることの効果とともに、課題も明らかとなってきており、より改善を進めたい。(アンケート調査)</p> <p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) 学科・専攻間での開設科目の調整システム、開講科目の命名方法の原則の双方について、教務委員会が検討していく。</p> <p>(大学院) アンケート調査結果を有効に活用し、さらに聞き取り等の手法を加え、他大学院の例も参照して一層精密な改善を図りたい。</p> <p>根拠資料</p>
--

大学院委員会議事録
 大学院専攻代表委員会議事録
 『履修要覧』
 『大学院に関する調査』
 『「大学院に関する調査」に基づく改善報告書』
 『大学院の授業・教育方法に関する調査』

4. 教育内容・方法・成果

教育方法

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 教育方法および学習指導は適切か。 (2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。 (3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。 (4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。</p>
<p>本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●シラバスの記載項目、記載方法、内容を見直すことにより、学生の主体的な授業の事前準備を可能とし、カリキュラムマップとの整合性を示すことを目指す。 平成25年度から、次年度授業担当者へのシラバス作成依頼のなかで、極力、事前・事後の学習について具体的に記載することを要請した。</p> <p>●学修ポートフォリオを導入することにより、学生自らが学修過程を含めて達成度を評価し、次に取り組むべき課題を考えることができる機会を作り、支援する。 教務委員会で、他大学の事例や業者が提供しているソフトについて検討し、あわせて平成25年度後期から導入した Google Apps によってポートフォリオのシステムを構築することも検討中である。</p> <p>●GPA 制度の導入により、学生に対する個別の学修指導等の充実をはかる。 教務委員会で、他大学の事例を参考にしながら、平成26年度から GPA 制度を導入することを決定、教授会に報告した。</p> <p>●修士・博士課程における各専攻の研究指導、学位論文作成指導について、大学院としての検討確認をもとに、改善を図る。 大学院全体として実施しているアンケート調査により、研究指導、学位論文作成指導についての課題が明確化されてきた。全専攻での複数指導体制の確立などの改善を図りたい。</p> <p>●授業運営に関する教員個々の工夫や努力を促進、支援する FD 活動を効果的に進める学内システムを整備する。 平成16年度から実施している「学生による授業評価」にもとづく授業報告書の作成と、その教員・学生への公開を今年度も実施している。</p> <p>●研究科では、各専攻における授業内容・方法、研究指導、学位論文作成指導につき、実態調査、大学院学生からの要望調査等を踏まえて、改善を進める。 大学院学生あるいは各専攻を対象に、大学院全体として実施しているアンケート調査により、問題点と課題が明確化してきた。大学院専攻代表委員会を中心に検討を進め、改善を図りたい。</p> <p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p>

<p>●シラバスを見直して、学生の主体的な授業参加を進めるとともに、授業内容・方法とシラバスの整合性を検証する。</p> <p>学科改組、教職課程再認定を契機に、より正確で、学生にとって有用なシラバスを作成することについて、教員間での自覚を高めるとともに、平成25年度から、平成26年度授業担当者へのシラバス作成依頼のなかで、極力、事前・事後の学習について具体的に記載することを要請した。</p>
<p>●学修ポートフォリオを導入し、効果的に運用する。</p> <p>教務委員会で、他大学の事例や業者が提供しているソフトについて検討し、あわせて今年度後期から導入した Google-Apps によってポートフォリオのシステムを構築することも検討中である。</p>
<p>●GPA 制度を導入する。</p> <p>教務委員会で、他大学の事例を参考にしながら、平成26年度から GPA 制度を導入することを決定、教授会に報告した。</p>
<p>●修士・博士課程において研究指導、学位論文作成指導の改善を図る。</p> <p>大学院全体として実施しているアンケート調査により、研究指導、学位論文作成指導についての課題が明確化されてきた。全専攻での複数指導体制の確立などの改善を図りたい。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) GPA 制度の導入は平成25年度に決定し、学修ポートフォリオについても、遅くとも平成27年度の導入に向けて検討を進めている。また、卒業論文の成績評価についても、平成24年度末から教務委員会で議論を進め、委員会案を教授会で審議中である。</p> <p>(大学院) 大学院学生あるいは各専攻を対象に実施しているアンケート調査により、改善のための多くの手がかかりが得られている。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) GPA 制度・学修ポートフォリオは、制度の導入に向けて大きく踏み出したが、今後はその活用方法について具体的に議論を進めていく必要がある。</p> <p>また、シラバスの見直しも、履修系統図やナンバリングの整備との関係に留意しつつ、進めていく必要がある。</p> <p>(大学院) アンケートにより明確になった課題は多岐にわたる。専攻での取り組みの他に、順次、大学院専攻代表委員会でも取り上げ、効果的に改善を進めたい。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) GPA 制度・学修ポートフォリオをどのような場面でのように活用していくかについて、教務委員会を中心に、1年次センターやキャリアセンターと連携しつつ、検討していく。</p> <p>(大学院) アンケート結果を有効に生かし、実際の改善効果につなげたい。</p>
<p>根拠資料</p> <p>大学院委員会議事録 大学院専攻代表委員会議事録 『履修要覧』 『大学院に関する調査』 『「大学院に関する調査」に基づく改善報告書』 『大学院の授業・教育方法に関する調査』</p>

4. 教育内容・方法・成果

成果

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。 (2) 学位授与(卒業・修了認定)は適切に行われているか。</p>
<p>大学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発を検討する。</p> <p>(学部) 学位授与方針や、各学科・専攻における卒業生像の見直しを行ったが、課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発の検討は未着手である。</p> <p>(大学院) 研究科の場合、修了者の進路状況、社会での活躍の状況、修了者の自己評価、進路先での評価、外部関係者による評価などが指標として考えられるが、組織的な情報収集が不足している。大学院専攻代表委員会で WG を作り、キャリアセンターの協力を得て修了者の進路状況の確認と進路支援を検討している。まずこの面から着実に成果を上げたい。</p>
<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●課程修了時における教育成果を客観的に示す指標の開発を検討する。</p> <p>上記に同じ。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) とくになし。</p> <p>(大学院) WG の検討が進み、修了者の進路状況は次第に明確になってきた。また、大学院学生を対象とするキャリアガイダンスも平成25年度より新たに始められた。キャリア指導の専門家からの意見聴取も行っている。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>(学部) 教育成果を客観的に示す指標の検討を早急に開始する。</p> <p>(大学院) 今後、教育成果を客観的に示す指標の開発をさらに進めたい。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>(学部) 教育成果を客観的に示す指標を開発するために、他大学の事例を広く集める必要がある。</p> <p>(大学院) 他大学院の事例も参照し、WG を中心に進めてきた検討をさらに実際の改善に生かしたい。</p>
<p>根拠資料</p> <p>大学院専攻代表委員会議事録 大学院学生対象のキャリアガイダンス配布資料</p>

5. 学生の受け入れ

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。 (2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学選抜を行っているか。 (3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。 (4) 学生募集および入学選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。
本学の「到達目標」(H26.2.25)の達成度状況
(入学管理) ●学部では学生の受け入れ方針を見直した上で改めて明文化し、その方針に基づき「入学定員を充足する」ことを到達すべき最大の目標とする。「入学定員の充足」という目標を達成するため、ないしはこの目標を前提に置きつつ、以下の到達目標を置く。 平成26年度から教育学科初等教育学専攻の収容定員増を行い、入学定員では15名の増となったため、これに対応した学生募集計画を立てた。 ●学生募集においては、ガイドブック等の印刷物と大学公式ホームページやfacebookの活用、オープンキャンパスへの参加者勧誘と入学者数の多い高等学校への働きかけの強化を図る。 オープンキャンパスの実施回数を3回増やした。また、平成26年度からの学科改組、収容定員増を周知するためのパンフレットを大学ガイドブックとは別に作成して配布し、大学公式ホームページでも新しい教育組織についてわかりやすく説明するためのページを設置した。 ●本学が求める学生を明確に示すため、本学の特色を生かした広報面の工夫と学生の受け入れ方針のガイドブックおよび大学公式ホームページへの明記を継続する。 学科改組を契機に、学生の受け入れ方針について見直しを行い、これを今後ガイドブック・ホームページにも、それぞれの媒体にふさわしい形で掲載していく予定である。 ●リベラル・アーツ教育を旨とする本学では、高等学校までに修得しておくべき知識を固定化することは難しいため、入学試験別に多面的な評価視点を設定して受験生を多様な側面から評価する工夫の継続的な改善を行う。 平成24年度から新たに開始した総合小論文方式の一般入試について、その結果をふまえて出題方式等の面で改善を行う。(この部分、公表は要検討) ●学生募集および入学選抜の公正かつ適切な実施、検証についてのPDCAサイクルとして、既に、学長、各副学長、副学長補佐、各学科専攻の代表、事務局長で構成された入試委員会を中心として、教授会による確認体制を確立しているが、この適切な運用により継続的な改善を図る。 平成25年度も、各入試が終了するごとに、入試委員会・教授会で運営の見直しを検討している。 ●入学選抜を適切に実施するため、既に、学長を総責任者とした、副学長(学務担当)、副学長補佐(入試担当)の体制による入試事故を未然に防ぐ体制を確立しているが、その適切な運用を図る。 平成25年度も、上記役職者を中心として、入試ごとに入試本部を設け、入試事故の防止に努めている。 ●入学選抜における透明性を確保するため、志願者数、受験者数、合格者数、合格最低点等のデータを、ガイドブックや大学公式ホームページに掲載、障がいのある学生の受験については大学入

試センター試験に準じていること学生の募集要項等での公表を継続する。

入試データは引き続き公表している。また障がい等のある受験生については、募集要項の規定に則り、条件が許す限り受験を認めるよう、検討している。

●大学院の学生受け入れ方針を明文化し、その方針に基づいて大学院修士・博士前期、博士後期課程の入学者率を向上させる。

平成25年度中に大学院将来構想・評価委員会において大学院の学生受け入れ方針を明文化する。大学院専攻代表委員会において平成24年度より入学者率向上を図るワーキンググループを発足させ、検討を進めている。

(在籍管理)

●収容定員に対する実際の在籍者数の状況を常に把握し、問題が生じる可能性を早期に発見して関係部署と協議し、改善を図る。

退学者を出さないために、学期ごとに教務課から出席状況、単位取得状況のデータ提供を依頼し、経理部への学費納付状況も参考にして、学生の問題点について早めに把握し対処している。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●「入学定員の充足」のために効果的な諸施策を講ずる。

入試委員会において、新たな選抜方法等について検討している。

●大学院の学生受け入れ方針を明確化するとともに、入学者率の向上のために効果的な諸施策を講ずる。

平成25年度中に大学院の学生受け入れ方針を明文化し公表する。入学者率向上のためのワーキンググループの検討成果を実際の改善に生かす。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

平成24年度入試においては入学定員の充足を達成できた。また、オープンキャンパスでは、平成24年度比で実質約240名の参加者増を達成した。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

現在まで実施した入試において、平成24年度に比べ志願者数が減少しているものがある。これについての改善が必要である。また障がい等のある受験生への対応については、一層の改善を図りたい。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

平成26年度入学者から収容定員増にともない、入学定員の充足はこれまでより厳しくなることが予想されるため、高校生や高等学校に対する広報の一層の強化を入試委員会で検討する。とくにリベラルアーツ教育の具体的内容と、その重要性を認知してもらうための、広報の方法を検討したい。

根拠資料

6. 学生支援

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。
本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
<p>●大学の理念に基づき、学生の実態を踏まえて、学生の修学支援、生活支援、進路支援に関する方針を定め、教職員で共有する。</p> <p>学生支援に係る事項についてはすべて計画、実行の過程において学生委員会、教授会での検討に載せることによって、大学の理念に基づいた運用を行なうとともに、教職員間で情報を共有している。(平成25年度学生委員会、教授会)</p> <p>方針として明文化する必要があるため、現在、学生委員会の議題として検討中である。(平成25年度第8回学生委員会)</p> <p>●障がいのある学生、留年、休学、退学等の懸念のある学生を迅速に把握しフォローできる組織的な体制の整備、充実(「学生支援ネットワークの会」の拡充、強化)</p> <p>学生生活課、教務課、健康サービスセンターの密接な連携により、障がいのある学生についての情報を共有し、適切な対応をとる体制は整いつつある。(平成25年度第1回学生支援ネットワークの会)</p> <p>障がいのある学生の希望により発行する支援パスポートは、平成25年度中に3件を発行した。</p> <p>●学生の能力に応じた補修・補充教育の在り方を検討する。</p> <p>1年次生に対しては、1年次センターが中心となって基礎課程演習や1年英語、第2外国語の出席率を見ながら必要な支援を行なっている。</p> <p>もともと落ちこぼれ易いと思われる2年次生について各学科での現状を調査した。今後、現状での問題点をさらに洗い出し、大学としての対応策を検討する。(平成25年度第1回、第2回学生委員会)</p> <p>学生の自発的な学修を支援するために、大学内における学生の居場所の検討を継続しているが、平成25年度には、アクティブラーニングの場としてレクリエーションルームの改装が実現した。</p> <p>●経済的に不安定な学生の修学支援を図るために、給付奨学金(震災減免奨学金を含む)の見直し及び新設と、提携教育ローンの拡充を行なう。</p> <p>震災減免奨学金は継続して行ない、平成25年度は7名に給付した。</p> <p>保証人が借りることのできる提携教育ローンの契約を行い、学費延納者に情報提供している。(2013年5月起案)</p> <p>経済的に不安定な学生のための給付奨学金の新設は、大学基金の募金などにより原資が整ったところであらためて検討する。</p> <p>●優秀な学生への顕彰的奨学金(聖心女子大学マグダレナ・ソフィア・バラ賞)について、広報を図るとともに、本来の目的にふさわしい学生の選考方法を検討する。</p> <p>この奨学金の選考方法等を根本的に変更することは、検討期間を要するため、ひとまず、各学科の教員に推薦を依頼することと、面接方式を柔軟に行なうことを決定した。今後は応募者の動向等を見ながら、必要な変更を行なっていく。(平成25年度第5回、第6回、第7回学生委員会)</p>

●語学研修・留学制度をいっそう充実させ、国際センター、国際化委員会を活用して国際交流活動をさらに活発化する。

認定留学制度を見直し、語学の試験を交換・推薦留学と同じ機会に行なうことと、成績上位者2名に学費減免の経済的支援を行なうことを決定した。(平成25年度第1回、第2回学生委員会、第2回、第6回教授会)

また、第二外国語の中で、交換・推薦留学の協定先のないドイツの交換留学協定先の検討を始め、平成27年度から実施できるように平成26年度に協定を締結する。(平成25年度第5回、第6回、第7回学生委員会)

●1年次生を対象とするジェネラルレクチャーを通して、建学の理念、「聖心スピリット」、初期学修等の修学支援を図っていく。

ジェネラルレクチャーについては、平成24年度に引き続き、1年次生に聖心スピリットの基本を教えつつ、大学でのキャリア構築の支援を行なった。幅広い分野の講演を計画し、主題としては、聖心スピリットに係るもの3回、心身の健康・安全は4回、聖心の教育と研究者に係るもの6回、社会活動・学問・芸術(諸分野で注目すべき高水準の活動をしている人)に係るもの5回のジェネラルレクチャーを開催した。(平成25年度第1回、第5回学生委員会)

●授業時間外の学生の大学内での自主的な学習や活動のための居場所を確保するために、レクリエーションルームの改装に引き続き、学食や学生ラウンジの整備を検討する。

学生と学生委員会の教員によるワーキンググループにより、学生のアンケートを行った結果を反映させた計画を策定し、この計画を私立大学等改革総合支援事業として申請した。結果として採択され、経費の一部が補助されることとなり、初期の工事予定より遅れたものの、平成26年3月までに改装工事が終了する。

●学生の心身の健康、進路、修学相談等に関する多様な相談に対応できる部署横断的ワンストップ型の相談窓口を確立する(「ハートネットステーション」の設立)。

平成25年4月から各部署の協力によりハートネットステーションを試験的に設置し、場所や広報の方法などを変更しながら継続している。平成25年7月に学生へのアンケートを行い、現在の利用者は少ないものの必要性ありと判断。平成26年度レクリエーションルームの改装とともに、設置場所をその中に固定し、役割も総合窓口とすることが決定している。(平成25年度第1回、第3回、第5回、第6回、第7回学生支援ネットワークの会)

●災害に備え、学生の安全確保のための取り組みを推進する。

平成25年度も災害救援ボランティア講座に学部学生5名、学寮生5名が参加し、救急救命法を学んだ。また、大学の行事にあたっては、学生の安全確保のために、緊急放送の体制を整えるとともに、災害時に備えて誘導待機人員を増やしている。

災害時の安否確認のため、4月に2回のメール一斉配信テストを行い、学内メールの使用状況を調べるとともに、使用を促した。9月末に学内メールシステムがグーグルに切り替えられ、Gmailの仕組みを使った安否確認方法を構築中。

●学生生活課、学生相談室、ハラスメント委員の三者がさらに密接な連絡をとりつつ各種ハラスメント防止を強化する。

平成25年度中にあった相談については、各部署が十分な連絡を取り合いながら解決を図った。ハラスメント委員会の主催した講演会に教職員が参加することにより、相談の手法等と同時にそれぞれの立場における動き方を学び実践した。

●学生が安全かつ有効な課外活動ができるよう、課外活動の顧問やコーチの役割を明文化する。

平成25年度には、前年度中にコーチの申請書や依頼等の書式を改定し、これを使用することにより、顧問およびコーチの役割を明確にしながら運用することができた。また、各顧問あてに、顧問の役割を明文化した依頼文書を送付することを取り決めた。(平成25年度第6回学生会委員会)

●学寮の運営についての検討(学寮開寮期間、学寮費)を行い、学寮の改築に向けて教育寮、国際寮としての本学学寮のあり方を整理する。

学寮委員会を、平成25年度中には4回開催し、学寮の運用について検討した。

3、4年生の就職活動の支援などのため、夏休み中の開寮期間を約1ヶ月早めることを決定した。平成25年度は特別滞在により対応し、平成26年度からは全学寮生が9月から帰寮できることとした。また、これによる人件費、光熱費などの補填のために、学寮費を一律5万円値上げすることとし、学寮規程を改訂した。

平成26年度以降、約5年計画で学寮の新築を計画することとし、そのためのワーキンググループを設置する。(平成25年度第1回、第2回、第3回学寮委員会、第5回教授会)

●学内インターンシップの制定を受けて始めた学生スタッフ制度を、学生にとってキャリア形成の一つのチャンスとなるように内容の充実をはかる。

学内インターンシップの制定(平成24年度第4回教授会)を受けて、キャリア委員会で運営に係る課題の検討・再調整を図り(平成24年度第5回キャリア委員会)、平成25年12月に学内インターンシップ制度によるアルバイトを実行した。

これまで時期や行事などによりばらばらに雇用していた学生生活課の学生アルバイトを、学生スタッフとして通年のアルバイトとし、経済的にはあまり大きなメリットはないものの大学のいろいろな面を知り、学生自身のキャリア形成の一助になるような仕事を提供することを試みた。まだアルバイトとしての件数が少ないが、今後さらに内容を充実させていく予定である。

●学科教育および課外活動を含めた大学4年間のすべての活動を通してのキャリア形成を重視し、キャリア委員会とキャリアセンターとの連携により、全学的に本学学生のキャリア形成を支える。また経済状況や倫理憲章等により刻々変わる就職活動を取り巻く状況に合わせた支援を行い、就職率の維持向上を目指す。

就職状況や学生の動向などキャリアセンターの情報をキャリア委員会にて報告、検討することにより全学的に学生のキャリア形成を支えている。

●大学院修了者のキャリア支援を強化する。

従来学部3年次生対象のセミナーを大学院学生に案内するだけに留まっていた支援を、大学院学生を対象としたガイダンスを実施し(平成25年6月開催)、大学院学生のセミナーへの参加率の向上につなげた。

●学生支援の適切性を定期的に検証し、改善につなげていく。

各職員が学生支援に関係する研修会に積極的に参加し、他大学との比較もしながら、本学の学生支援を検証し、改善への努力を行なった。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●学生生活支援の方針を定め、教職員で共有する。

●補修・補充教育の必要性を検討する。

●ハートネットステーションの設置場所、設備、人員を確保する。

●「学生支援ネットワークの会」で速やかな問題解決を図り事務部署間で連携を強化する。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

- ・授業時間外に学生が自由に学修し活動できるための場としてレクリエーションルームの改築が実現した。
- ・学生支援に係る部署が連携して、学生支援のためのワンストップサービスとしてハートネットステーションを始めた。
- ・学内インターンシップの一端として、学生スタッフ制度を開始した。

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

- ・1年次センターにおける1年次生への支援が、ジェネラルレクチャーと基礎課程演習の補助に偏ってしまっている。学生生活課で行なっている1年次生に対する学生生活支援を1年次センターに集約し、学務的な事項と学生生活に関わる事項とを合わせて支援していける体制を整える。
- ・補修・補充教育の在り方のうち、標準の在籍年限を越えて在学している学生を早めに捕捉し、経済的な支援を含む、きめ細かな支援を行なうことにより、できる限り4年間の在籍年限で卒業できるようにする。試みとして平成25年3月には教務課からの成績不良者リストに加えて、標準年限を越えて在籍している学生の残り可能年数の情報を各研究室に提供する。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

- ・学生のアクティブラーニングの場の一つとしてレクリエーションルームの改装が実現したが、さらに、このような場所を他にも学内に増やし、学生にとって居心地のよい学修、生活環境を整える。
- ・学生支援ネットワークの会の活動の結果としてハートネットステーションの設置が実現したが、今後は、学生スタッフによる担当も検討しつつさらに活発な活動を図る。
- ・教務委員会で検討を始める学生のポートフォリオを1年次センターを中心として導入し、アルバイト、課外活動、ボランティア活動なども含めた4年間の学生生活を記録できるようにして、学生の自己改善やキャリア構築の支援をする。
- ・学内インターンシップの内容を充実させ、学生が社会活動を学ぶ機会を準備する。

根拠資料

学生委員会議事録、学生支援ネットワークの会議事録、健康サービス委員会議事録
学寮委員会議事録

ハラスメント相談の手引き(2014年1月改訂版)、ハラスメント相談における対応のポイント
ハートネットステーションの掲示、アンケート集計結果、記録(日誌)
レクリエーションルーム改装(案)、課外活動「クラブコーチについて」
学生スタッフ募集掲示、インターンシップ自己評価シート

7. 教育研究等環境 (図書館を除く)

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。 (2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。 (3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。 (4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。 (5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。
<p>本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●教育研究等環境の整備に関する方針を定める。</p> <p>整備方針づくりは未着手である。今後、ハード的な観点と、ソフト的な観点を踏まえたたき台を関係事務部署において作成し、経営会議で検討したのち、将来構想・評価委員会において審議確定することとする。たたき台は、平成20年度点検評価報告書の到達目標記載事項を参照し、連続性、整合性を踏まえて平成26年度内に作成する。</p> <p>●開学65年を経て老朽狭隘化した校舎・設備等の改築、改修を計画的に推進することを目的に、キャンパス整備計画の策定を行う。具体的な着工については、同計画に基づき適時実施するが、その際、バリアフリーや耐震性等に注意するとともに、学内の歴史建造物の適正な維持管理、自然環境との調和等にも十分配慮する。</p> <p>平成25年度に立ち上げたキャンパス整備検討会において、今後、1～2年かけて整備計画を策定することとしている。平成25年度においては構成員の意識調査等を行い、中間とりまとめを行ったが、平成26年度には今後の整備計画を策定する上で重要となる物理的、地理的、技術的制約事項等を特定し、それらを解消していくため、外部専門家チームの確保と同チームからのアイデア等の提案、構成員からの意見聴取等、実際の着手に向けての下地づくりを行う。</p> <p>●教育用情報機器等、情報化の推進については、現在、情報化推進プロジェクトチームによる検討と実際の作業が行われているが、その後の推進体制としては、基本的に現チーム構成のコンセプトを維持しつつ、全学の情報機器の計画的な導入等を調整し、企画実施する組織として情報化推進本部(仮称)を構想する。同本部は、学長の指揮のもと、機動的な全学組織として設置する。これに伴い関係事務組織を再編する。</p> <p>情報機器の整備等については、平成25年度に設置した情報化推進プロジェクトチームにおいて全学的な幅広い視点から点検を行っている。特に、メールサーバーをクラウド型に移行し、学内で個々に対応していたPC機器の導入や契約について、統括的に把握し管理することで、省力化と経費節減に貢献した。今後、同プロジェクトチームが軌道にのってきた段階で、プロジェクトチームからの活動総括や要望をふまえ、常設機関の設置につき検討する。</p> <p>●平成25年度中に計画している学生向けの多目的スペース(クリエイティブ・ラーニングルーム)の改修を実現し、有効な活用を図る。</p> <p>平成25年度の競争的資金である私立大学等改革総合支援事業に採択されたことから、レクリエーションルームの改修については年度内の完成を目指して、鋭意準備が進められている。これにより学生の意向を反映した多目的スペースの確保が期待される。</p> <p>●大学環境として必要な校地校舎の確保はもとより、安全安心で良好なキャンパスアメニティの整備に向けて、キャンパス整備計画の中に必要事項を適切に位置づける。これにあわせて、学内の歴史建造物についても、上記のとおり適正に維持保全を図るとともに、本学自身の歴史に対する理解の増進に資するよう、活用方法等を検討する。</p>

キャンパス整備検討会において検討を行うこととしている。
<p>●教育学面における支援であるとともに、若手研究者の育成に資するTA、RA等の充実、科研費受給者に対する支援事務等は引き続ききめ細かな推進を図る。</p> <p>TAについては、平成24年度26名、平成25年度22名となっており、RAについては平成24年度1名、平成25年度3名である。</p> <p>TA,RAが単なる財政的修学支援にならないよう、若手研究者の育成という原則を徹底し、しっかりとした授業計画、又は研究計画を作成して質を担保し、その中でTA,RAの役割等を明確化する必要がある。学内書式の見直し整備やJSPSポストドクター制度への申請等を通じて支援を行う。</p> <p>●外部資金等の獲得と適正執行のための情報提供、説明会による注意喚起、他大学の事例等によるケーススタディ等を通じて、研究倫理の問題を取り上げるとともに、研究倫理規程の整備と研究倫理委員会(仮称)の設置を図る。</p> <p>研究倫理の構築のための規定及び委員会につき、大学院将来構想・評価委員会で平成26年度内での完成を目途に整備に向けた検討を進める。</p> <p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●教育・研究等の環境整備方針を定める。</p> <p>上述のとおり。</p> <p>●キャンパス整備計画を策定する。</p> <p>上述のとおり。</p> <p>●本学全体の情報化推進体制を確立する。</p> <p>情報化推進プロジェクトチームからの活動総括および要望等を踏まえ、検討することとしている。</p> <p>●クリエイティブ・ラーニングルームの改修を実現する。</p> <p>クリエイティブ・ラーニングルームとしてのレクリエーションルームの改修は平成25年度内の完成を目指している。</p> <p>●大学院を中心に検討し、本学における研究倫理に関する規程、委員会を設置する。</p> <p>大学院将来構想・評価委員会等において、研究倫理の規定づくりを検討し、同規定内に研究倫理委員会の設置を盛り込む計画である。</p>
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
<p>キャンパス整備検討会による学生を含めた大学構成員を対象に意向を調査するため、アンケート調査を実施し、これを集計し、学内に公表した。今後、同検討会の中間とりまとめを行い、その公表を検討している。</p>
改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
研究倫理に関する事項
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>キャンパス整備計画の策定は、本学の活動の基盤であり、当面する重要課題である。キャンパス整備検討会において十分な検討が必要となる。</p>

根拠資料

キャンパス整備検討会の設置について(教授会資料)
アンケート調査集計速報

7. 教育研究等環境 (図書館)

大学基準協会による「点検・評価項目」

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況

①学習図書館、研究図書館としての機能を果たす大学図書館の位置づけを明確にする。

大学における図書館の役割・機能が変化してきていることを勘案し、大学を構成する施設として必要となる蔵書数、図書館職員数等の数値データによる従来の観点のみならず、学習支援や教育研究にいかに関与するかの観点から求められる図書館機能の強化を図ってきた。具体的には、1. 学生の授業・学習活動への支援、2. 研究者の活動に即した支援、3. Web環境を含めたコレクション構築、3. インターネット環境への対応、4. 情報リテラシー教育への関わり、5. ラーニング・コモンズの設置・運営、6. 図書館委員会活動による各学科・専攻との連携、7. 関係者へのサービス拡大と広報などが挙げられる。

②学士課程教育のアクティブ・ラーニングへの転換への取組みを推進するために、学生の主体的な学修のベースとなる図書館の機能強化を図る。

アクティブ・ラーニング推進のための学術情報基盤整備の必要性という観点から、図書館では、学生の授業時間外における自主的な学修における時間と質の確保のためにツール・場所を整備することを目標とした学術情報基盤の整備を行ってきた。具体的には、1. ラーニング・コモンズの整備、2. 機関リポジトリ等によるオンライン教育・教材の充実、3. 学生の動向を反映させた教育支援の展開などが挙げられる。

③教育研究用図書、雑誌の体系的収集による図書館蔵書の充実と、オンラインデータベース、電子ジャーナル、電子書籍等電子媒体の導入による学習・研究支援機能の向上を図る。

本学図書館はその基本的役割として、主に紙媒体として刊行される人文社会科学分野の学術図書・雑誌の収集、蓄積、提供に留意する必要がある。これらの学術図書・雑誌のコレクション構築については、学問分野の細分化・学際化が進むなかで、教員や学生など利用者のニーズを踏まえつつ、教員のみならず図書館職員が積極的にその役割を果たしている。又、電子ジャーナルをはじめとする電子情報源へのアクセスを保証することは大学図書館の基本的な課題であり、コンソーシアムの構築・運用を通して多様な電子ジャーナルへのアクセスを実現している。

④学習・研究環境の充実を図るために図書館情報システムの機能を強化する。

平成25年9月にCloud版図書館情報システムを導入し、10月より新システムを稼働させた。図書館では、従来、所蔵する図書、雑誌等に関する情報をOPACとして組織化し学術情報基盤として運用してきたが、加えて現在は、他大学図書館・機関が所蔵する資料、機関リポジトリのデータ、インターネット上の学術情報などについて統合的に扱うことが可能となる次世代OPACの構築を目指している。

⑤図書館ガイダンスを情報リテラシー教育と位置づけて、規模を拡大して実施する。

図書館ガイダンスは、図書館が主体となって取り組んでおり、新入生に対する初年次教育の中核的授業である「基礎課程演習」をはじめ、「2年英作文」全クラス、他ゼミクラスにおいても、毎年継続してガイダンスを実施している。図書館職員は、ガイダンス内容の開発・改善や実施を教員と協力して企画するだけでなく、直接授業を担当することが定着している。学生へのアンケート結果は学内で公表し、又結果を分析し次回ガイダンスに反映させている。

⑥学生の主体的な学修を支えるために、学術情報等のコンテンツ提供と学習を補助する人的サポー

<p>トを有機的に連携させたスペースとしてのラーニング・コモنزの整備・拡大をはかる。</p> <p>⑦開架書架の配置見直しと蔵書を集約化する自動書庫の導入により、図書館内空間の有効活用を推進し、学習・研究環境として魅力的なスペースを創造する。</p> <p>⑥・⑦)アクティブ・ラーニングを効果的に展開するために、ラーニング・コモنز空間の拡大が急務であるが、図書館の建物が狭いため十分なスペースを確保できていない。検討すべきスペース確保の具体的方策としては、次の2点が挙げられる。1.稼働率の高い書籍、授業に関連する参考図書や貴重書などの各資料群に対し、紙媒体での提供を維持する必要性の有無を検討し、その必要が低いものについてはデジタル保存を図りつつ、除籍するなど、紙媒体資料蓄積の抑制に取り組む、2.書庫に関しては、蔵書を集約化する密集書架を導入し、稼働率の低い紙媒体資料等を収容するなどにより、省スペース化を図る。</p> <p>⑧機関リポジトリのコンテンツ充実により論文等のオープンアクセスの推進を図り、教員・学生への学術情報提供の利便性を高めるとともに社会貢献に寄与する。</p> <p>本学では、「聖心女子大学学術リポジトリ」を構築し、研究者自らが論文等を搭載していくことにより学術情報流通を改革するとともに、その公開の迅速性を確保している。同時に、本学図書館では大学等における教育研究成果の発信を実現し、大学の教育研究活動に関する社会に対する説明責任の保証や、知的生産物の長期保存などを図る上でも、大きな役割を果たしている。現在、大学が刊行する「聖心女子大学論叢」の電子化を実現しているが、それ以外の展開についての方策を考えている。具体的には、1.大学で使われる教科書資料をオープンアクセス資料として提供、2.学位論文の収集と電子的な公開、3.研究者の研究データの蓄積、共有システムとしての活用等である。</p> <p>⑨図書館の役割の変化に対応し、サブジェクトライブラリアンに加えてアクティブ・ラーニングを支援・デザインできる人材を育成する。</p> <p>これまで大学図書館の伝統的業務とされていたものがある一方、図書館職員に求められる新たな知識と見識について見直す必要が生じている。新しい業務とは具体的には、1.カリキュラムと直結した資料整備、2.情報リテラシー教育への直接的関与、3.研究に直結するレファレンス、4.大学の研究成果の集積と発信、5.学生・教員の間（研究者間）の学問的交流の場を提供するラーニング・コモنزの運用等である。これらの課題を達成する現職職員の育成としては、学内や複数の大学による研究プロジェクトへの参加、在職しながらの大学院等での勉強や各種研修会への参加の奨励を行なっている。</p>
<p>大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題</p> <p>●教育・研究等の環境整備方針を定める。 ●キャンパス整備計画を策定する。 ●本学全体の情報化推進体制を確立する。 ●クリエイティブ・ラーニングルームの改修を実現する。 ●大学院を中心に検討し、本学における研究倫理に関する規程、委員会を設置する。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>①大学の教育研究の体制そのものが電子的環境を強めつつあるなか、図書館は、学術情報基盤であるとの認識に立って、大学の情報戦略についてイニシアチブを発揮することが重要と考えられる。毎年度の、事業計画・報告を積み重ね、図書館の果たすべき役割を継続して検討・実施してきた結果、大学内における図書館の位置づけが明確化しつつある。</p> <p>②ラーニング・コモنزは、学生に人気があり利用者が絶えない。特にPCブース、貸出用PCの需要が多く、学生が授業時間以外に学修していることを裏付けている。又、リフレッシュ・コーナーでは、昼食をとる学生が多く見られ、精神的な面からも学生の“居場所”になっている。</p>

<p>③厳しい財政状況下、電子ジャーナルやデータベースへのアクセス環境を維持し、教員・学生に対してインターネット等の情報利用環境を支障なく提供している。</p> <p>④図書・雑誌の所蔵情報に加えて論文記事等の学術情報の収集機能を強化しつつ、他大学機関との相互利用サービスを維持している。</p> <p>⑤学部初年次に、「基礎課程演習」全クラスで、図書館利用ガイダンスを受けることで、学生は、中・高等学校で得た情報の収集・処理・発信に関する基礎的な知識の獲得にとどまらず、情報を探索し、分析・評価し、発信するスキルを高めるための一歩を踏み出すことができています。</p> <p>⑧機関リポジトリ構築の進展により、大学情報の可視化、オープンアクセスによる社会貢献に寄与している。</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>②アクティブ・ラーニングの推進において、図書館が教育面でより積極的に関与していく観点から、教材等の資料作成をサポートしていく体制を構築すべきであるが、資料を教員と協力して作成するところまでは踏み込めていない。</p> <p>③学術図書・雑誌のコレクション構築は、教育の現場を担う教員を中心に負うべきところであり、教員に対して、大学図書館に蔵書とする資料を選定しやすい環境作りが必要である。</p> <p>⑧大学としてリポジトリ事業の位置付けが確立され、図書館業務として定着されつつあるが、教員等研究者から成果物のリポジトリへの搭載希望が少ないことから、何らかの広報展開が必要である。現在、広報へ向けての具体的な対策を検討中。</p> <p>⑨海外研修の実施などが考えられるが、個々の大学で育成することは困難な面がある。又、特定分野の専門性を有する職員を配置することも難しいのが実態である。</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>①大学としての情報戦略の下で、図書館は、学内外の知識の収集拠点、情報流通の結節点であると位置付ける仕組み・システムを整備し明確にする必要がある。毎年度行なっている事業計画・報告の履歴を分析し、図書館が果たすべき役割・機能の変化を踏まえた中・長期的な将来計画を策定することで、図書館の位置付けを明確化し、学内外にアピールしていくことが重要と考える。</p> <p>②学生に刺激的な学習空間を提供するだけでなく、学習をリードする教員に対して、学習空間を学生に積極的に利用させるための課題の出し方や教育研究データの教育現場での活用を促すための広報、啓蒙活動を展開するための具体的な方策作りが必要である。</p> <p>③電子ジャーナルや紙媒体として刊行される洋雑誌の継続的な価格の上昇は、他の図書資料購入の予算を削減せざるを得ないなどの弊害を生じており、今後はより選択肢の広い新しい資料収集・提供体制について模索していく必要がある。</p> <p>④多様な学術情報への確で効率的なアクセスを確保するという観点から、例えばディスカバリーサービス機能のような、適切且つ効果的なナビゲーションの在り方を継続的に検討、構築していく。</p> <p>⑤授業時間内のガイダンスの他に、利用目的別に各種ガイダンスを用意しているが、学部生・大学</p>

院学生共に、授業の空き時間が少ないとの理由により申込み利用が少ない。学生に興味を持たせるようなガイダンスの新たな仕組み作りが必要となっている。

⑦自動書庫を設置するか、大学単体もしくは共同で保存書庫を設置し、稼働率の低い紙媒体資料等を収容する。

⑧機関リポジトリのコンテンツ及び本学所蔵資料の電子データの保存体制を確立することが急務である。

根拠資料

- ①②③④⑤⑧平成22~25年度事業計画・報告書
- ②大学院生対象、学修環境改善を目的とした図書館アンケート調査 2013.12、平成25年度第9回図書館委員会議事録
- ③大学基礎データ
- ④図書館情報管理システムサービス利用許諾契約書 2013.9
- ⑤ガイダンスアンケート結果一覧表、各種ガイダンス申込書
- ⑧聖心女子大学学術リポジトリ運営委員会規程、聖心女子大学学術リポジトリ運用要項、聖心女子大学学術リポジトリ登録申請書兼公開許諾書
- ⑨各研修参加証

8. 社会連携・社会貢献

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。</p> <p>(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。</p> <p>本学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況</p> <p>●社会との連携・協力に関する方針を定め、教職員で共有する。 毎週開催しているマグダレナ・ソフィアセンター会議にて、各活動の内容を検討、今後の方針を決定し、必要に応じて学生委員会や教授会に報告している。 大学として社会連携・協力に関する方針を明確にするため、聖心女子大学ミッション推進会議(仮称)として新しい活動を始めることとなった。(平成25年度第10回教授会)</p> <p>●大学の理念に基づき、国際的なものも含めて学生のボランティアなどの社会貢献活動への支援をさらに積極的に進める。 マグダレナ・ソフィアセンターで学生が参加できるボランティアの情報を集め、随時学生に提供している。</p> <p>●東日本大震災の被災地への復興支援活動は、陸前高田で実施している子ども支援に加えて、必要な活動を教職員もともに協力し柔軟に対応していく。 陸前高田の子ども支援は、平成25年度もBASFからの寄付金を受けることができ、12期の派遣を行なった。また、8月には陸前高田での動く七夕祭りに学生29名が参加し、貴重な体験をすることができた。 BASFの資金援助により、「故郷に親しみ、故郷を創る」プロジェクトも実施し、被災地に遊びの場や憩いの場を生みだし、被災地市民の方々が安らげる場所を提供した。 平成24年度に続いて震災復興支援チャリティデーを聖心コミュニティ全体の協力で行なった。</p> <p>●町内会とともに行なう防災活動や地域の小学校の児童へのサポートなど、実施中の地域社会との連携をさらに充実させる。 英語英文学科と国際センターが共催で開催したEnglish Summer Campに近隣の2校の小学校生徒を招き、英語を使ったコミュニケーションを行なった。 近隣小学校とは、課外活動団体が訪問したり、聖心祭の時に、パフォーマンスを一緒に行なうなどして親交を深めている。 地域の町内会の防災訓練は、平成25年度中は見直しを行なったため実施されなかったが、緊密な連絡をとりながら協力体制を維持している。 本学外国人留学生が、ボランティアで近隣の小学校の外国人生徒や保護者の、通訳・翻訳のサポートを行い、地域との国際交流も行っている。</p> <p>●地域や大学外部の方からニーズを聴取しつつ、マグダレナ・ソフィアセンター、心理教育相談所、キリスト教文化研究所、教養講座、各種の講演会等による社会貢献をさらに充実させる。 地域や大学外部の人々を広く受け入れる体制で各種講演会並びに公開講座を行なっているとともに、講演会のポスターを地域の商店街に掲載するなど、地域に向けての広報活動を行なっている。 キリスト教文化研究所の教養ゼミナールのいっそうの充実を図り、専任教員による講座、夜間講座などを新たに設置した。</p> <p>●社会連携・社会貢献の適切性について検証し、改善につなげる。 「聖心女子大学ミッション推進会議(仮称)」を立ち上げ、「カトリック精神の養成・活動の促進」</p>
--

および「社会貢献、社会との関わりの促進」を柱に試行的に活動することとなった。(平成25年度第8回将来構想・評価委員会)	
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題	
●社会連携・社会貢献に関する方針を定める。	
●社会連携・社会貢献の適切性について検証する体制を作り、改善につなげる。	
効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。	
震災復興支援については、学生と教職員が連携を取りながら、継続的な活動することができた。(陸前高田の派遣関係資料、チャリティデーの資料、七夕祭りの資料)	
改善すべき事項	※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。
将来に向けた発展方策 ※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。	
根拠資料	
陸前高田の派遣関係資料、七夕祭り報告書、チャリティデー報告書、English summer Camp 報告書	

9. 管理運営・財務

管理運営

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。 (2) 明文化された規定に基づいて管理運営を行っているか。 (3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。 (4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。
大学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
●大学の理念の実現に向けて管理運営方針を明確に定め、教職員で共有する。 総務部、経理部及び企画部で平成25年度中にたたき台を作成し、これをもとに平成26年度に経営会議において原案を策定のうえ、将来構想・評価委員会に諮って確定・周知する。たたき台は、平成21年3月11日付けで作成された「平成20年度点検・評価報告書」に記載された「到達目標」も参考にしてとりまとめを行う。
●教学組織と法人組織の権限と責任の明確性を確保する。 大学と学校法人との間の権限及び責任上の関係性に問題は生じていない。理事会に教員2名が、又、評議員会に教員2名及び事務職員1名が参画し、適正な連携を保つとともに、学長選考規程等の改廃においては、双方の委員からなる合同の検討委員会を設置するなど、必要な協調関係を保持している。
●「教授会規程」「大学院委員会規程」により、教授会と大学院委員会の権限と責任の明確性を確保する。 教授会、大学院委員会とも各規程に則って適正に運用されており、権限及び責任の明確性確保に問題は生じていない。
●建学の精神、教育の理念の実現に向けて、着実にその具現化を図るため、毎年度、大学全体の事業計画、各部署毎の事業計画を作成しているが、期中、期末の自己点検評価により、PDCAサイクルの実質化を徹底する。 各部署毎の事業計画については、期中、期末での自己点検評価は行われているが、大学全体の事業計画については、期中での評価は行っていない。大学全体の事業計画に記載される事項は、各部署毎の事業計画のうちの重要事項を多く取り扱っているため、各部署の事業計画の期中評価と重複し、有用性が乏しい、というのが主な理由である。 仮に、各部署毎の期中評価の実績をもとに全学的な観点からの期中評価を行うとすると、時期的に遅くなり、期末評価と重なってしまうという手続き上の実際もあり、全学の事業計画においては期中評価の対象としないとするか、各部署毎の事業計画と重複しない大学全体に関する特定事項に絞って行うか、平成26年度の大学全体の事業計画策定時を目的に、経営会議において検討を行うのが適当である。
●大学改革が急速に進みつつある今日、法令改正や関連通達等を踏まえた学内規定の整備と周知については、より一層注意を払いつつ適時適切に行う。法令遵守については日頃より様々な機会をとらえて広く注意を喚起する。 学内規定の整備においては、概ね遅滞無く行われており、主旨の徹底についても教授会等での説明を通じて適切に行われている。

●既存の各組織の権限や責任については明確化が図られているが、今後、大学を取り巻く変化や要請に対応しうる体制の整備が重要になるとの観点から、既存組織間の合同・連携協力の促進、既存組織で対応できない新たな取り組みのための組織を迅速に立ち上げることなど、学長のリーダーシップのもと、より一層機動的に対応しうる管理運営をめざす。

情報化の推進やキャンパスの整備等について、クラウドの導入による経費節減、PC等の統一的把握・管理による事務の簡素合理化と経費低減、今後のアメニティを構想する上での構成員の意識調査、キャンパス内他組織の意向確認、等を実施、実現することができた。今後、さらに重要、複雑な課題についても、広く学内の意見や提案を求めつつ、積極的に取り組んでいくこととしている。

●職員組織は、専任、非常勤等さまざまな雇用形態による採用者で構成されているが、全員が大学を支える重要な構成員であるの言うまでもなく、一人ひとりにとって良好な職場環境であることが必須である。職員各人の積極性と責任性を促し、モチベーションを維持する観点から、職種等を問わずSDの提供、必要な裁量権限の付与等、勤労意欲に見合う業務配分に配慮する。

生産性の高い職場環境を形成していくためには、職員個々人に対応したきめ細かな目標設定等とともに、職場全体において業務に取り組む意識や価値観の共有が必要である。個々人の目標設定等は、コミュニケーションシート制度によって取組みが行われており、これに伴うSD等も提供されているが、職場全体の職業倫理等を共有化することを目的に、業務の遂行に必要なチームプレイの根拠を成す管理職と一般職員の意識改革と職場環境の改善をさらに進めることとする。その一環として、日常的な業務に取り組む姿勢や注意点をとりまとめた明示的ステートメントのたたき台を作成し、職場意識の共通化を図っていくこととする。

●職員間の相互協力による相乗的な効果の発揮のためには、その基礎となる信頼関係の樹立と保持が不可欠であり、管理職をはじめとして良好な職場環境の醸成に一層細心の注意をはらうことを、事務組織の優先課題として取り組む。

上記の取り組みの中で、一体的に検討を行うこととしている。

●時間外勤務の縮減につき、引き続き取り組み、当初の基準値の半減を実現させる。ワークライフバランスを適正に保つとともに、経費節減による効果を人事評価も含めた処遇等に還元するなど、各職員の改善努力を適切に反映する方途について検討を進める。

時間外勤務の実績を点検評価し、平成26年度からの取り組みを定めることとしている。改善努力の処遇への反映については、財政再建の検討とあわせて効果的な方途を今後2年程度の期間をかけて検討する。

●職員の資質向上、勤労意欲の維持のため、事務職員に係る評価制度等を適時見直すこととしているが、アンケート等で幅広く意見を徴し、個々人に着目したきめ細かなキャリアパスの形成支援を図ることを試みる。

より報奨的な制度の導入も含め、他大学の取り組みやアンケート調査等をもとに、今後2～3年かけて人事評価制度の改訂をめざす。

●資質向上については、職員の個性や特技等を生かすことに配慮しつつ、事務職員としての基本的資質、知識等を身に付けさせ、広くいかなる部署に異動しても柔軟・適切に対応しうる環境適応性、応用力を育む研修等を提供する。

上記と一体として検討を行う。

●事務組織は、限られた人員等を最大限に有効活用する観点から、相互の連携と協力、重点施策等への機動的な人員配置、外部のニーズや変化に対応した柔軟な組織構築などが必要であり、組織の在

り方や構成については、事務の組織規程及び事務分掌の定めを含め、不断の見直しにより最適化を図る。

事務組織及び事務分掌規程の見直しについては、今後1年程度をかけて実態に相応しくない点を中心に改訂作業を行う。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●管理運営方針を策定する。

上述のとおり。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

- ・学長選考規程等改正検討委員会の設置と審議報告に基づく規定改正
- ・改正労働契約法資料の作成と周知による業務の円滑化
- ・情報化推進プロジェクトチーム、及びキャンパス整備検討会の設置
- ・時間外勤務の縮減

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

事務組織及び事務分掌規程については、実態に合致していないこと、数年後に見直しを行うこと(規程第4条)としていることから、1年後を目処に改訂を進める。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

- ・大学の管理運営方針の策定については、事務局担当部署からのたたき台をもとに、経営会議で議論を行い、将来構想・評価委員会において審議に付して確定する。
- ・全学事業計画の期中での点検評価の要否や在り方については、今後、経営会議において検討を行う。
- ・時間外勤務の縮減をはじめ、職員の資質向上、業務の効率化等の課題については、部課長等連絡会において、合議により調整を図りつつ、事務局全体で進める。

根拠資料

学長選出規程
非常勤講師契約書(基本形)
情報化推進プロジェクトチームの設置について(教授会資料)
キャンパス整備検討会の設置について(教授会資料)
時間外勤務の縮減に向けて(部課長等連絡会資料)

9. 管理運営・財務

財務

大学基準協会による「点検・評価項目」
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。 (2) 予算編成及び予算執行は適切に行っているか。
大学の「到達目標」(H25.10.25)の達成度状況
<p>●帰属収支差額比率を早期に5%以上に回復させ、安定的財政基盤を確立するため、寄付金や科研費等補助金の獲得に一層努力を傾注し、そのために必要なきめ細かな工夫改善を図る。</p> <p>科研費について知識経験が豊富な外部研究者を招き、教員のみならず職員も招集して学内説明会を開催するとともに、聖心女子大学振興基金(USH 基金)を設置して、財務状況の改善に努めている。平成26年度の決算(平成27年5月)においては、帰属収支差額比率5%を目指す。</p> <p>●現在検討中のキャンパス整備計画を実現する上で必要となる資金を確保するため、中長期的な資金計画を組み立てることとし、当面、年度毎の予算配分とその執行に留意し、決算状況を当該資金計画の策定のプロセスに適切に反映させる。</p> <p>帰属収支差額比率の5%台以上の維持がまず重要である。平成26年度決算以降の財務状況に十分留意し、キャンパス整備のための資金計画立案の基礎となる今後の財務状況の改善に全学を挙げて取り組む。消費税増税による障害はあるが、平成27年度からは2号基本金設置の検討をはじめることがある。</p> <p>●年度毎の予算編成方針の策定と適切な予算配分に引き続き努めるとともに、予算執行の状況や資金配分の効率について、他大学の事例等も参照し、実効性ある分析・検証を行い、予算管理の適正化と財務関連諸比率の向上に資する。</p> <p>予算編成方針を策定し、予算申請内容についての経営会議メンバーによるヒアリングを踏まえた予算配分を実施している。</p> <p>消費支出において大きな比率を占める情報化関連予算については、情報化推進プロジェクトチームによる事前調整等により、大きな改善が見られる。次いで大きな比率を占める図書館関連予算についても平成25年度の経営会議において概略のレビューを行ったが、今後、より徹底した見直しにより、投資効果の分析検証を行う。その際、他大学における取扱いについても参考となる方法などを取り上げる。</p> <p>●科研費等補助金の執行に係る適切性確保のため、内部監査制度を含め事務管理を充実させるとともに、使い勝手のよい外部資金を目指した簡素合理化のためのルールづくりを進める。関係教職員の協力を得て、不正防止の徹底を図る。</p> <p>科研費取得者を中心に、制度趣旨と適正経理の徹底を目的とした意見交換会を行っており、そこで提案された要望等をルール作りに反映させることとしている。これまでクレジットカード利用による備品、消耗品購入についての留意点、間接経費の柔軟化などの改善を図ってきている。</p>
大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題
<p>●USH基金の定着を図り、適切な運用を行う。</p> <p>様々な機会による情報宣伝活動、寄付者へのきめ細かな謝意表現、基金の事業展開につき実績をつくることを当面の課題とする。</p> <p>●一般事務部局から独立した監査部門の設置を検討する。</p> <p>法人監事による監査、ならびに監査法人による監査において不足する監査を特定し、部課長等連</p>

<p>絡会などにおいて組織の在り方等を検討する。</p>
<p>効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>・USH基金の発足(パンフレット) ・情報化推進プロジェクトチームによる予算執行並びに予算申請の調整(図書館システム導入、サーバーの変更、XPパソコンの入れ替え)</p>
<p>改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。</p> <p>過去の推移をふまえ、帰属収支差額比率の回復が優先課題である。(過去の推移)</p>
<p>将来に向けた発展方策</p> <p>※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸ばさせるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。</p> <p>非常勤や派遣職員経費などを含めた総人件費の見直しとスリム化、ならびに収益事業の強化や授業料の改定等が重要な課題となる。後者については、状況を慎重に判断し、その得失を見極めて対応する。</p>
<p>根拠資料</p> <p>財務関係報告書 情報化推進プロジェクトチームの設置について(教授会資料)(再掲)</p>

10. 内部質保証

<p>大学基準協会による「点検・評価項目」</p> <p>(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。</p> <p>(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。</p> <p>(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。</p>
<p>大学の「到達目標」(H26.2.25)の達成度状況</p> <p>●大学の諸活動において組織レベル、個人レベルで自己点検・評価を恒常的に行い、その結果を基礎に、将来のために改善・改革を行う効果的なシステムを構築する。</p> <p>効果的なシステムは構築されている。本学では、大学基準協会による7年に1度の認証評価を大きな目標と位置づけながら、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を公表している。同協会の設定する「大学基準」と点検評価項目等を手がかりとしながら、一方で大学の独自性を生かすために、独自の評価の視点や多数の到達目標を設定し、大学のあらゆる活動において恒常的に内部質保証の意識を浸透させるよう努めている。</p> <p>内部質保証システムを有効に機能させることは、本学にとって、現代社会の期待に応えて本学の存在意義を発揮する上で必須の条件と考えており、関係の規程、組織、責任体制を整備し、なるべく全教職員の参加、協力のもとに進めることができるよう努めてきた。これまでの経験から、内部質保証のシステムを機能させるうえで、点検・評価による課題の発見から改善の実現までのプロセスに支障が生じやすく、ここをスムーズにつなげることが特に重要であると認識している。この観点から、点検・評価活動を恒常的に担う組織である将来構想・評価委員会は点検・評価の実施と、改善計画の策定とを共に担う委員会として設置されており、本学の内部質保証システムの特徴となっている。</p> <p>①本学の「内部質保証」の組織</p> <p>【全学レベル】</p> <p>学内委員会としては、「聖心女子大学自己点検・評価規定」に基づき、「全学評価委員会」が置かれており、年間3回程度開催され、以下の内容を審議している。</p> <p>(1) 自己点検・評価項目に関する事項</p> <p>(2) 学内各評価単位より提出された報告の取りまとめに関する事項</p> <p>(3) 自己点検・評価活動の見直しに関する事項</p> <p>(4) 自己点検・評価報告書の作成及び公表に関する事項</p> <p>(5) 認証評価に関する事項</p> <p>(6) その他自己点検・評価の実施及び自己点検・評価制度の充実に必要な事項</p> <p>全学評価委員会を支える事務組織としては、事務局企画部が該当する。</p> <p>【部局レベル】</p> <p>部局レベルでの内部質保証組織としては、「聖心女子大学自己点検・評価規程」に基づき、次の組織が「評価単位」として指定されている。</p> <p>(1) 文学部</p> <p>(2) 大学院</p> <p>(3) キリスト教文化研究所</p> <p>(4) 心理教育相談所</p> <p>(5) 図書館</p> <p>(6) 学寮</p> <p>(7) 事務組織</p>

(8) その他本学の学則に定める組織

(1) 文学部と、(2) 大学院には、それぞれ、全学科・専攻の代表委員を含む将来構想・評価委員会、大学院将来構想・評価委員会が置かれ、原則として毎月開催されており、それぞれ文学部と大学院の内部質保証を継続的に担っている。特に、将来構想・評価委員会は文学部のみならず、大学全体の内部質保証のあり方について継続的に審議する役割を担っている。

その他の組織に関しては、組織の責任者を中心に、関連する委員会の協力を得て内部質保証を推進している。

部局レベルでの内部質保証を支える事務組織としては、事務局企画部が該当する。

【全学レベルと部局レベルとの連携状況】

全学レベルの組織である「全学評価委員会」は、「聖心女子大学自己点検・評価規程」により、学長、副学長、事務局長のほか、部局レベルの組織である各「評価単位」の代表と学部、大学院の将来構想・評価委員会の委員全員等により構成されている。

また、毎年度の点検・評価活動については全学評価委員会が承認、決定した内容により各評価単位が実施している。そして、各評価単位が作成した点検・評価に関する報告書は全学評価委員会がとりまとめ、検討のうえ承認される関係になっている。

全学レベル、部局レベルの内部質保証を支える事務組織はともに企画部であり、連携上の問題はない。

②実際に役に立つための取り組みや工夫

【全学レベル】

本学には経営会議(学長、副学長、図書館長、事務局長で組織)が置かれており、大学運営に関わる重要事項の審議、調整を行っている。経営会議の委員は全員が全学評価委員を兼ねており、全学評価委員会に際してはその提案内容について事前に検討している。また、全学評価委員会後にも今後取り組むべき課題、方法、時期などに関して検討、整理し、改善につなげるよう努めている。

実際の点検・評価活動においても、経営会議委員はほとんどの点検・評価項目に関する責任者であり、点検・評価報告書の執筆者でもある。このように経営会議が内部質保証に一貫して深く関わることで、実際に役に立つ内部質保証システムとして機能している。

【部局レベル】

将来構想・評価委員会は前述のように文学部のみならず大学全体の内部質保証を継続的に審議し、担っている存在である。経営会議委員は全員が将来構想・評価委員を兼ねており、将来構想・評価委員会の前には提案内容を事前に検討している。

また、前述したが、本学の内部質保証システムの特徴として、将来構想・評価委員会は点検・評価の実施と改善計画の策定とを同一の組織として共に行っている。このことも内部質保証が実際に役に立つことにつながっている。

さらに、「評価単位」、および各学科・専攻、各センター、部課などが毎年事業計画を作成する際には、点検・評価結果から見出される課題を単年度ないし中長期の事業計画の中に反映させるよう求めている。そのため時期的にも工夫しており、毎年の点検・評価は事業計画作成の直前の時期に行うこととしている。これも内部質保証を役に立つものにする工夫である。

【全学レベルと部局レベルとの連携】

前述のように経営会議が全学評価委員会、将来構想・評価委員会と一貫して深く関わることで、全学レベルと部局レベルの内部質保証が有効に機能し、連携がとれることになる。各部局から毎年

提出される事業計画についても将来構想・評価委員会及び経営会議が取りまとめて調整したうえで全体の状況が分かるよう学内向けにネット掲載しており、連携は十分に取れていると考える。

●年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果を社会へ公表する。また聖心女子大学に対する認証評価結果ならびに必要な情報についても社会に公表する。

平成20年度以降、年度ごとに自己点検・評価を行い、その結果は大学HPにより社会に公表している。また、認証評価結果及び学校教育法施行規則に規定する情報についても公表している。ただし、教員の教育研究業績の公表については、書式、更新頻度などに改善の必要が認められる。

●本学の他大学にはない特色や活力の検証・活用を図る。

本学には、理念、国際性、リベラルアーツ、初学年教育、きめ細かい学修指導、学生生活支援、ボランティア活動支援、学寮、キャンパス環境、就職・進路実績等々、優れた特質がある。点検・評価の過程でこれらを明確化し、特色が発揮されるよう留意し、必要に応じて本学独自の点検・評価項目として取り上げていく。

●認証評価機関および文部科学省からの指摘事項への適切な対応を行う。

前回認証評価時に大学基準協会より指摘を受けた改善の助言に対しては、真摯に改善に取り組み、平成25年7月に『改善報告書』を提出した。また、今回の学科改組、教職課程認定に際し、文部科学省より受けた指摘に対してもすべて適切に対応した。

●学外者からの意見聴取を検討する等、内部質保証の取り組みの客観性を確保する体制作りを図る。

点検・評価に際し、根拠資料を整えることを各評価単位に求めている。また必要に応じて各種の調査にも積極的に取り組みたい。学外者からの意見聴取については未着手である。

●内部質保証システムの妥当性を高めるための工夫を図る。

なるべく多くの大学構成員の意見が反映される内部質保証システムを目指す。内部質保証のあり方自体についても定期的な検証を行いたい。

●教育研究活動のデータベース化を図り、積極的に広報を進める。

現在すでに、教育研究活動に関する情報は公表しているが、情報量と更新頻度は十分でない。今後より詳細でわかりやすい書式を検討し、更新頻度も高めたい。

大学として検討・協議すべき事項、取り組むべき重要課題

●FD協議会の体制を整備する。(規程化等による教育成果の検証機能向上)

教務委員会が中心になってFD協議会の規定化を行い、機能を強化する。

●学外者の意見を聴取する等の取り組みを検討する。

姉妹院校長会、三カトリック女子大学学長懇談会等の組織を利用して意見聴取ができないか、検討していく。

効果が上がっている事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

将来構想・評価委員会が、点検・評価と改善・将来構想とを共に担っていること。(同委員会規程)

改善すべき事項 ※記述内容を裏付ける客観的証拠を示してください。

FD協議会の規定化。
学外者の意見聴取。

将来に向けた発展方策

※点検・評価を行った結果、明らかになった事項について、さらに伸長させるための方策やその効果を維持するための方策、あるいは改善方策を記述してください。

FD協議会の規定化と、学外者の意見聴取を平成26年度中に実現したい。

根拠資料

「聖心女子大学学則」

「聖心女子大学大学院学則」

「聖心女子大学自己点検・評価規程」

各年度「聖心女子大学点検・評価報告書」(平成20～24年度)

将来構想・評価委員会規程

平成 26 年 3 月 12 日

評価・大学院担当副学長
北村和夫

文 学 部
学科・専攻・副専攻別「自己点検・評価シート」回答結果について

はじめに

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価を受審したが、平成 28 年度には同協会による次期認証評価を予定している。前回の認証評価時には、中心となる提出書類として『平成 20 年度 点検・評価報告書』を作成した。これを作成するための基礎資料として、学部、大学院の学科、専攻別に詳細な点検・評価を実施し、その結果を『学部・大学院 学科・専攻別自己点検・評価シート』としてまとめている。次期認証評価に向けても点検・評価項目に多少の変更はあるが、ほぼ同様の規模で学部、大学院の学科、専攻、副専攻にわたる点検・評価を実施し、その結果を最終的な『点検・評価報告書』に生かすことを計画している。

平成 25 年 7 月 19 日開催の全学評価委員会において、今年度の本学自己点検・評価活動の一環として、大学基準ごとに新規に策定された到達目標、平成 25 年度基盤評価結果および本学の新点検・評価項目を踏まえ、現時点に立って学科・専攻ごとに点検・評価を実施する方針が承認され、11 月 22 日に文学部の各学科・専攻の将来構想・評価委員宛、ならびに教務委員会の学科横断型副専攻担当委員宛に実施依頼を行い、26 年 1 月 17 日までに結果の提出があった。この報告は、こうして集められた回答結果を基に、文学部の全体的な傾向と注目すべき動きなどについてまとめたものである。

今回、各学科・専攻に回答を依頼した項目は以下のとおりである。

1. 学科・専攻の理念・目的と卒業生像
2. 教員・教員組織
3. 学士課程の教育内容・方法・成果
 - 3-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
 - 3-2. 教育課程・教育内容
 - 3-3. 教育方法
 - 3-4. 成果
 - 3-5. 大学全体の教育システム
4. 学生の受け入れ
5. 教育研究等環境
6. 社会連携・社会貢献
7. 内部質保証

それぞれの項目について、〈現状の説明〉、〈点検・評価（①効果が上がっている事項、②改善すべき事項）〉、〈将来に向けた発展方策（①効果が上がっている事項、②改善すべき事項）〉の記載を求め、それらの記述の客観的証拠となる〈根拠資料〉についても報告を依頼した。なお、3-5 は大学全体の教育システムに関する事項なので、〈現状の説明〉の記述を求めなかった。

また、いくつかの項目の〈現状の説明〉については、以下のような内容を共通に踏まえるよう求めている。

- 3-1. 理念・目的、卒業生像を踏まえた学位授与方針になっているか
卒業にあたって修得しておくべき学習成果は何か
学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針になっているか
- 3-2. 教育課程の編成・実施方針を踏まえて体系的な教育課程を編成しているか
- 3-3. 教育方法は適切か
学生の主体的な参加を促す授業方法の工夫はどうか
学科としての FD はどのように行われているか
- 3-4. 教育成果をどのように測定、評価しているか
4. 学科・専攻への学生受け入れ方針はどうか
受け入れ方針に基づき公正かつ適切に受け入れ決定を行っているか
5. 研究倫理に関して学科・専攻としての規定はあるか
7. 学科・専攻の会議はどのように運営されているか。適切に機能しているか

回答に当たっては、箇条書きないしは簡潔な文章での記述を求めたが、きわめて詳細な記述を行う学科もあり、粗粒の差は大きかった。以下、項目別に気づいた点をまとめてみたい。なお、学科横断型副専攻については末尾に「8.」として概括した。

1. 学科・専攻の理念・目的と卒業生像

ここでは、各学科・専攻設置の理念・目的と育成を目指す卒業生像について尋ねた。

本学では、平成 25 年度に認可申請を行って 26 年度入学者より学部の学科構成を大きく改め、これまでの史学、人間関係、国際交流、心理学の 4 専攻をそれぞれ学科とし、8 学科体制へと移行することが決まっている。この大規模な学科改組に際し、大学全体の「3 つのポリシー」を改定すると共に、新設される 4 学科を含む全学科において卒業生像の見直しを行った。後者に関しては、これまで『履修要覧』中に、「各学科・専攻の教育の目的と卒業生像」として簡潔な内容を掲げてきたが、これを現時点に立って見直し、より明確化することを目指したのである。将来構想・評価委員会が中心になって実施したこの見直しにおいては、①卒業時に身に付けるべき力、②卒業時の総合的な人材像、③卒業後に期待される姿、の三つの観点からの検討を行った。また、各学科・専攻が平成 26 年度「事業計画書（原案）」を作成する際も、冒頭に「学科・専攻の目指す卒業生像」の記載を求めた。

「点検・評価シート」の回答においては、こうして改定された卒業生像がそれぞれ示されているが、ここでは省略する。今後、『履修要覧』、『大学ガイドブック』、大学 HP 等に積極的に公表していくので参照されたい。

回答においては、卒業生像を明確化、具体化することの意義が言及されているほか、教育学科では卒業生像が教員間に共有されているが、学生にどのように伝え、意識化させるか、カリキュラムによりよく対応させていくかは課題である、としている。人間関係専攻は学際的な構成を持つが、目標を明確化したことで、「専門分野の違いを超えて各教員が統一性のある教育・研究を進めることができている」と述べている。具体的には、実証的な方法論を重視し、実証研究を通して論理的な分析能力を育てることが共通のベースとなっており、専門分野を超えて毎年多数の社会調査士を輩出する成果にもつながっていると

いう。同様に、国際交流専攻でも、国の内外で幅広く卒業生が活躍していることは、専攻の理念に即した成果であり、同窓会を組織化し様々な形で在学生と接触する機会を設けていることが効果を上げていると指摘している。

一方、英語英文学科では、学生の視点から同学科で「英語のできること」を具体的に専門分野および学年ごとに洗い出し（“I CANS”）、それを体系的に図表（“Versatility”）に表して、卒業生像、ディプロマポリシーの作成につなげた。理念・目的、卒業生像の検討・検証にあたり、このように学生側に視点を転換することは共通に求められるところだが、同学科の取り組みは先駆的といえよう。

以上のほか、心理学専攻では卒業生像の具体的な目標として、高度な内容の卒業論文を作成できることを挙げ、それを実現するために2～4年次にわたり能力を精緻に積み上げる体制をとっている。その一方、専門性を高めるとかえって受身になりがちなこと意識している。また、心理学という高校までに経験していない学問分野では、その特質、目指すところ、成果と魅力などを1年次の導入教育で伝えることが特に必要とし、力を入れることで効果が上がっていると述べている。これは心理学専攻の理念・目的を学生に周知させ、具現化する取り組みともいえよう。

このように、卒業生像および理念・目的の見直しをつうじ、各学科・専攻の特質に即した形で、身につく具体的な力、実際の活躍分野などが明確化しつつあり、それを学生に伝える努力も進んできた。また、「3」の項目で見えるようにカリキュラムとしての具体化も進んでいる。成果を相互に参照し各学科・専攻の理念・目的の具現化につなげたい。

2. 教員・教員組織

いずれの学科・専攻も専任教員数において、大学設置基準を満たしている。教育学科では、「複数の教職課程にまたがる共通開設科目は認められない」とする要件を含む大学全体の教職課程認定基準に照らし、2名の専任教員の補充が必要とされていたが、平成26年度よりの採用が決まり、問題は解消された。

各学科・専攻では、その理念・目的を実現するための教育課程の主要科目を専任教員が担当している。教育上の理想からは増員が望ましいとする学科もあるが、多くは主要な学問領域ごとにバランスを考えて専任教員を配置できている。例えば史学専攻では、日本史、東洋史、西洋史にわたり専任教員の人数、地域、時代に関してバランスがよいとしている。人間関係専攻では、主要な5領域である、社会学、文化人類学、比較文化学、社会心理学、人格心理学にそれぞれ、人数のバランスを考えて専任教員を置いており、その専門領域は、マクロ～ミクロの軸にも、基礎～応用の軸にも沿って配置され、社会を考える多様な視点をカバーできている。国際交流専攻でも、国際社会、情報コミュニケーション、国際文化の主要3領域に専任教員をバランスよく置き、「地域」を切り口とする多様な研究関心にも応える事ができる、としている。その一方、専攻としての一体性や学生の関心の偏りにも留意する必要があると指摘している。

専任教員の年齢構成、男女比率、教授比率については個々の教員採用に際して、学科・専攻内と大学全体の状況を考慮してできるだけバランスが取れるよう努力しているが、一部に是正の課題も意識されている。また、教員採用に当たって、英語英文学科では公募を取り入れ、模擬授業実施も導入しているとの報告があった。

一方、課題としては、近年、教育・学事の時間が増大して研究専念時間が不足がちなので、学科間での負担格差を配慮したり、教授会・委員会の効率的な運営を望む、との声もあった。また、教育学科、心理学専攻などからは、AIをはじめとする教育支援職員、授業補助者に関して位置づけを明確にして充実を図ってほしいとの要望もある。初等教育学専攻では、26年度入学者からの定員増（20名→40名）に際し、少人数教育の質を低下させないよう、非常勤講師の増員等の措置が必要であるとしている。また、全学的な中等教員免許課程に必要な教員組織のあり方についても検討が必要と指摘している。

以上のように基本的には良く練り上げられた教員組織であるが、課題も多い。大学としての教員像および教員組織の編制方針の策定は平成26年度に予定しており、その検討の過程に生かしていきたい。

3. 学士課程の教育内容・方法・成果（3-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

「1.」で述べたように、大学全体の「三つのポリシー」改定と同時に、各学科・専攻の卒業生像を見直したが、さらに「卒業時に身に付けるべき力」を実現するために教育課程をどのように編成するか、改めて検討を行った。これらの詳しい内容は大学HP、『大学ガイドブック』に公表されるのでここでは省略するが、各学科・専攻とも、大学の理念・目的、卒業生像、学位授与方針を踏まえ、当該学科・専攻の目標、卒業生像を踏まえて、当該学科・専攻としての学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を策定することを強く意識している。

簡潔な形で一、二の例を挙げると、英語英文学科では学科としてのディプロマポリシー（学位授与方針）制定に伴い、卒業時に修得しておくべき学習成果を4点に整理して明確化し、これを実現するための2～4年次のカリキュラムポリシー（教育課程方針）を策定した。2年次では、「英語英文学科の様々な学問領域に出会いながら、英語で読書や情報収集、レポート等の制作、口頭での討論や発表をする力を伸ばす」、3年次では、「所属ゼミの学習・研究を中心に、英語を自由に駆使しながら論理的思考力・批評力・創造力・計画力・指導力・協働力を身につける」、4年次では、「自分の選んだテーマについて主体的・計画的に研究を進め、その成果を論理的で筋道だった英語の卒業論文にまとめる」などとしている。このような教育課程の編成・実施方針は今日的な発展の方向に沿い、かつ「聖心の英文科」としての個性を打ち出すものと評価している。学生の多様化に対処すると共に、高度な能力を持つ人材の養成にも重点的に力を注ぎたいとしている。

また、人間関係専攻では、2年次には「2.」で挙げた5つの基幹分野すべてを必修として複眼的な視野を育て、3年次には5分野（7専門分野）のうち一つを選び、演習を中心に専門性を深め社会調査の技法を実践的に学習する。4年次には何らかの社会事象について実証的手法による研究を進め、卒論として全員がポスター形式による発表を行う。国際交流専攻でも2年次には、「2.」で挙げた3つの領域について一定の科目数の受講を奨励しており、そのことで専攻の目標である「社会変化に適切に対応できる見識と幅広い国際的視野」が身に付く、と述べている。このように、学科・専攻の目標と卒業生像を明確化し、その実現のための教育課程を編成することにより、学科・専攻の教育は明確な方向性を持ち、教育の効果も格段に高まることが期待できる。

学科・専攻の目標を達成するためにコース制とし、より焦点化された教育課程の編成方針をとっているのが、史学専攻と教育学科である。史学専攻では、「世界各地の人類の歩みを幅広く学びながら『現在』を歴史的流れの中で理解する能力を養う」ことを目的としているが、体系的学修の必要性和グローバル化する時代の要請、さらに学生の関心の変動の実態等を考え合わせて、平成25年度よりこれまでの日本史、東洋史、西洋史の3コース制から、日本史、世界史の2コース制に変更した。

教育学科教育学専攻では、「子どもと学びの基礎研究」、「情報教育とメディア開発」、「グローバル教育と生涯学習」のカリキュラムモデルを設け、卒業時にはコース修了の認定証を発行している。3年次の自主プロジェクト研究(My Project)でも学生の自主性、計画性を引き出している。初等教育学専攻は小学校コースと幼稚園コースとに分かれるが、教員免許取得だけを目的とするのではなく、深い人間理解に基づく教育学的教養を持ち、幅広く、心豊かな人間の形成を求めて教育課程を編成している。

本学の教育課程の編成方針で共通に見られる特徴は卒業論文(卒業研究)の重視、であろう。哲学科では水準以上の卒論が書けていることを卒業生像としてきわめて重視している。日本語日文学科でも卒業論文と「研究法実習」を連動させ、毎週の授業の中で効果を上げているという。他の学科・専攻でも同様の傾向が見られる。

心理学専攻では、授業報告書をFDに生かし、科目開設等に改善を図って効果を上げている。また学科の教育課程方針につき、卒業生調査も実施すべきではないかと述べている。学生の視点・評価も生かしながら、現代に相応しくかつ、聖心らしい特色のある教育課程の編成を目指したい。

3. 学士課程の教育内容・方法・成果(3-2. 教育課程・教育内容)

ここでは、「3-1」で示された教育課程の編成・実施方針に基づいて体系的な教育課程を編成しているか、を点検・評価した。記述の精粗があるが、概ね編成方針に基づき、順次性、体系性を備えているものと認められる。各学科・専攻の教育課程の実際は『大学ガイドブック』、『履修要覧』、『シラバス』に記載されるので省略する。ここでは回答より特徴のあるものをピックアップしたい。

英語英文学科のカリキュラムは、「英語コミュニケーション能力の修練」を土台とし、その上に「英語学・英語教育学」、「英米文学」、「メディア・コミュニケーション」という3本の専門研究の柱を立て、その上に、「英語文化論」として柔軟な教養をつける屋根を置くという分かりやすい「家」の構造を持つ。この構造を前提に、カリキュラム・ポリシーに対応する2~4年次の必修・選択必修科目(38単位)が定められている。また、専攻分野の60単位中、28単位は英語による授業で取得するよう指導している。同学科はカリキュラムの見直しを様々な角度から行っているが、その一つとして平成23年度からは卒業論文の新しい形として制作物の提出をとまう卒論の提出も認められている。

日本語日文学科では、2年次に概論科目を履修し、3年次には演習を2つ以上履修することを義務付けている。また、各分野の内容で、最先端の研究を行っている研究者を非常勤講師に招くなどたゆまぬ目配りを行っているとしている。

人間関係専攻では「3-1」に記載した方針により、段階的なカリキュラムが組まれている。「学んだ知識を実践的に応用し、自らの成果を確認する」という流れが構築されてい

るので、学生には「単なる知識習得ではなく、自らのスキルアップとして学習をとらえる態度が生まれ」ているとし、段階的なカリキュラムの長所をさらに伸張させたいと述べている。

国際交流専攻では、専門分野に所属する以前の2年次生に自発的な問題意識を向上させるため、「国際交流概論」(必修)で、「国際交流カップ」戦を導入したり、外部講師による講演等、多様なプログラムを工夫して効果を上げている。また、2、3年次には英語プラスもう一ヶ国語という実践的な語学力を育成するために能力を考慮したクラス編成を行い、フランス語スピーチコンテストなどで学生のモチベーションを高める工夫も行っている。3、4年次には同一のゼミで学び、専門の奥行きを深めて卒論に収斂させている。

哲学科では、多彩な授業科目が展開されているが、2年次履修の「哲学入門Ⅰ・Ⅱ」(必修)以外は、標準的な履修形態を例示するのみに必修科目も履修年次指定も行わず、全学でもっとも自由度の高いカリキュラムとなっている。このことにより学生の自主性に基づき多様な講義や演習が選べるという利点がある一方、コース制やゼミ制の利点もある程度取り入れられないか、今後検討したいとしている。また同学科では、リベラル・アーツ的な素養を備えた教員の養成を目指した履修システムを整備したいとしている。

教育学科では、国際的な教育問題を理解し参加する目的から、東南アジアへの海外研修を企画・実施している。また、教育学専攻で3コースのモデルカリキュラムを持ち、初等教育学専攻では教員免許取得のための体系的なカリキュラムの履修を中心としながら教育学の幅広い科目も履修することができる。

心理学専攻では、2年次で「心理学概論」(必修)などを通し、「知覚・認知」、「発達」、「臨床」の各領域について基本的な知見を得、実証的な研究方法も学ぶ。3年次には3領域のいずれかのゼミに所属して最新の心理学的知見を学び、4年次には教員の綿密な指導の下で科学的な卒論をまとめる。基礎から発展まで段階的に無理なく学べる効果的なカリキュラムであると評価している。また、心理学の「理系」的な側面に学習意欲を失うことなく、「心理学を学ぶことの意義と将来展望を早い段階でイメージしてもらうために」、各分野で活躍する卒業生によるゲスト・レクチャーを積極的に実施している点も注目される。

このように教育課程・教育内容の実際を見ると、種々の改善・改革の努力が進みつつあることが分かる。他学科・専攻の工夫や努力に触発される点も大きいのではない。

3. 学士課程の教育内容・方法・成果(3-3. 教育方法)

少人数でのきめ細かい教育を特色とする本学では従来から多くの演習授業が開かれ、プレゼンテーション、ディスカッションなどを通し熱心な指導が行われてきた。講義科目でもリアクションペーパー、グループワーク、ゲストスピーカー、オムニバス形式、視聴覚機器、各種情報メディア、ビジュアル資料等々を利用して、活気ある授業、双方向性のある授業、学生参加型のアクティブ・ラーニングを目指す授業が多く見られる。心理学専攻は、すべての専攻教員がビジュアル資料を駆使した授業を行うと同時に、可能な限り、リアクションペーパーでほぼ毎時間、学生からの質問や意見を受け付けることで学生の主体的な参加を促している、と報告している。他の学科・専攻の回答にも様々な努力が示されているが、ここでは特徴的なもののみをピックアップしてみたい。

英語英文学科では、英語による授業に際しては、科目の趣旨と内容に応じて学生の理解

を助け、参加を促すために講義、外部講師の講演、グループ発表と討論、フィールドワーク、作品制作など多様な形態を採用している。またアクティブ・ラーニングと「経験に基づく学び」を推し進めるうえで、図書館の積極的活用、制作・創作の促進、電子メディアの活用などを積極的に取り入れている。最後のものに関しては、Moodleを活用した教材提示、オンライン・ディスカッション、3Dアニメーションソフトを使った詩や物語の制作など斬新な方法に取り組んでいる。学生の能力、意欲の広がりに対応してそれぞれの力を引き出し、過度の教員の介入に陥らず真の自律的な学習・研究ができるよう、教育方法を開発していくことが今後の課題であるとしている。

人間関係専攻、心理学専攻では専攻の性質上、授業に関連して実験、実習、観察、測定、調査、情報処理、統計、データ分析、プレゼンテーション等々の機会が多く、実際の作業を行いながらこれらの方法を丁寧に指導している。教育学科でもワークショップ形式の授業や実地参加を進めており、特に初等教育学専攻は教員養成課程であるため、実験、実作、実演、実習などの機会が極めて豊富である。さらに教育ボランティアを奨励しており、聖心インターナショナルスクールへのボランティアも行っている。これらの学科・専攻では学習支援のためにそれぞれコンピュータ室や学習支援センターを備え、その利用率は高い。

このほか、日本語日本文学科では所属学生を対象に3年ごとにFDアンケート調査を実施しており、史学科では伝統的に史跡探訪、博物館訪問が行われている。哲学科では、「哲学入門Ⅰ・Ⅱ」の内容を見直し、「哲学的ディスカッション」を大幅に増やした結果、学生がより主体的に取り組むようになったことは、平成25年度の顕著な出来事であったとしている。

国際交流専攻では、授業と学科の行事とを組み合わせ、大きな成果を挙げていると思われる。2年次の「国際交流概論」では、全員が数グループに分かれ、その年に国連が定めた「国際年」をテーマとして研究し、聖心祭の日に「国際交流カップ」戦を行い、高い教育効果を上げている。「国際交流実習」は、講義を受けたテーマに沿って留学生と協働で討論し発表する形式であり、実践的な国際交流の場となっている。そのほか、授業の一環として有識者、外交官などを招き、十分な準備の上で質疑を行わせる試みや、他大学との合同セミナー、発表会、論文執筆に参加するなど、創意溢れる取り組みといえるだろう。

学科のFD活動としては、英語日本文学科で1年英語、2年英語の担当教員によるミーティングをそれぞれ年2回実施して運営全般の改善に役立っている。また、心理学専攻ではオムニバス講義である『心理学概論』のすべての時間をデジタル映像化し、それを互いに視聴してコメントをし合い、授業技術の向上を目指すというユニークなFDを平成25年度から開始した。

聖心の学生の多くは、質の高い働きかけや刺激に対して素直に受け入れ、大きな力を発揮する可能性を秘めているように思われる。相互に教育方法を参照し、いっそうの改善につなげていきたい。

3. 学士課程の教育内容・方法・成果（3-4. 成果）

「成果」の項目に関しては、教育課程を実施しての成果がどうであり、成果をどのように把握するかが問われるが、ミクロな視点では、個々の授業の教育成果をどのように把握するか、換言すればどのような指標を用いて成績を評価するか、の問題であり、よりマク

ロな視点では学科・専攻の教育の成果が全体としてどうであるかの問題となる。

学科・専攻の回答は主に前者に集中しているが、授業成果の測定法（成績評価の指標）として挙げられたものとしては、出席、平常点、期末試験、期末レポート、プレゼンテーション内容、討論への参加度、リアクションペーパー、振り返りシート、報告書内容、作品、企画製作プロセス、実習への取り組み姿勢などがあり、多様である。一方、国際交流専攻では、通常の授業の場合、必ず期末試験ないしレポートを義務付けている。

マクロな視点からの記述は「1.」と重なる点もあり、少なかったが、卒業論文に学科としての教育の成果が判断できる（哲学科）、海外を含む他大学との交流を通して学生自身が教育成果を実感できることが望ましい（国際交流専攻）、教員を志望する者のほぼ100%が何らかの形で現職についている（教育学科）等の報告があった。今後、教育の成果を、大学全体として、学科として、どのような指標を用いて測定・評価し、改善につなげていくか、継続的な検討が必要である。

3. 学士課程の教育内容・方法・成果（3-5. 大学全体の教育システム）

この項目では、大学全体の教育システムの在り方について、学科・専攻からの評価を求めた。

1年次では全員が基礎課程に所属し、2年次より専攻を決定する現行の方式については、日本語日本文学科と心理学専攻などに肯定する評価がある一方、初等教育学専攻のように資格と専攻が連動している場合は考慮すべき点があるとの指摘があった。

大学の教育システムに関してはその他、多様な側面に関して意見が寄せられた。資格科目と学科の専門科目との時間割上の重複を避けるよう、より精密な調整が必要である（日本語日本文学科）、専攻の学びの内容にふさわしい居場所となる学部とは何か、検討を継続したい（国際交流専攻）、総合現代教養科目に自然科学系科目が少ない、副専攻の意義については1年次からアピールすべきだ（哲学科）、平成25年度のネット環境整備を受け、授業情報の学生への配布、休講時の対応、学生への連絡などの活用を考えたい（教育学科）などである。

英語日本文学科は「1年英語」、「2年英語」、哲学科は「キリスト教Ⅰ・Ⅱ」という全学共通科目の運営責任学科であることから、それぞれの現状と評価、課題等を報告している。前者に関しては、従来からの入念な設計と運営を継続するが、本学の英語教育全体について年次性と体系性を考慮した設計・運営を行う体制や教育効果の検証システムを整え、関係部署間の連携体制を整備することを目指している。また後者については、受講人数の偏りが一つの課題となっている。

4. 学生の受け入れ

ここでは、2年次の専攻決定時の学生受け入れ方針とその方法が公正、適切であるかを尋ねており、特に問題点を指摘する学科はなかった。例年、進学希望者が多い学科・専攻では受け入れ決定の基準と方法について具体的に述べており、これらについては周知されており、内容的にも適切であるとしている。また、進学を希望しながら他学科に回った学生については、学科が提供する副専攻の履修を勧めるなどの配慮をしているが、進学先の学科では大半の学生が満足のできる学習・研究を達成する結果となっているとの指摘もあつ

た。平成 26 年度入学者から定員が倍増する初等教育学専攻については、ここ一兩年、志望動向を見極めて、受け入れ方針、選抜方法を検討するとしている。

一方、1 年次対象の入門科目への工夫や、進学前の広報については、どの学科・専攻も力を入れている。広報手段としては、大学として共通に行う行事として、ジェネラルレクチャーにおける学科紹介と 10 月の学科説明会、学生による相談会などがあるが、そのほか、学科の HP の開設、学科独自のパンフレット作成、学生によるカフェ企画、学生中心に作成した紹介ビデオ、アカデミックアドバイザーによる助言、説明会の増設、聖心祭での発表・紹介、フェイスブック・ツイッターなどによる日々の活動の発信などが挙げられる。これらの広報を通じ、学科・専攻の理念と教育の内容・特徴を 1 年生、場合によっては高校生に周知していくことが肝要であろう。学科への理解を持ち、明確な課題意識を持って進学することはその後の充実した学生生活につながる重要な条件である。また、進学してくる専攻生の多様化傾向に対し学科の教育も多様化を図りたいとする学科も見られた。学科定員の充足の問題は全学的に議論を進める必要性も指摘されている（英語英文学科）。

なお、編入学についての言及は少なかったが、どのような可能性と問題がみられるか、今後、より綿密な分析が必要である。

5. 教育研究等環境

この項目は、学部・大学院共通での記述を求めており、学生、教員の教育研究環境について、ソフト面、ハード面でどのような状態であるのか、を中心に尋ねるものである。だが、今回、「研究倫理」についての規定を共通に踏まえて回答するよう依頼したことから、研究倫理のみについて回答する例が目立つ結果となってしまった。

英語英文学科では、メディア学習支援センターの教室の使い勝手が年々向上しており、引き続き働きかけを図りたいとしている。また今後アクティブ・ラーニングを推進するうえで施設、人員面での充実が必要ではないか、としている。教育学科では、多忙による教員の教育・研究専念時間の不足が指摘され、研究図書費使用の柔軟化などが要望として出ている。

研究倫理に関しては、学問分野の状況を反映して学科間の取り組みの差は大きかった。人間を対象に、実験、観察、調査を行う学問分野では整備が進んでおり、心理学専攻では、研究活動の前には教員、大学院学生、学部学生の全員が専攻の定める「研究許可申請書」による許可を必要としている。また、人間関係専攻も質問紙調査やフィールドワークが多いことから、日本社会学会の倫理規定を基にガイドラインを設定して教員間で共有し、「社会調査入門」（必修）ほかの授業でも学生に通達、指導している。大学院社会文化専攻も同様の状況である。大学院人間科学専攻教育研究領域では、平成 24 年度から博士論文申請時には研究倫理の確認を含むチェックリストを利用している。同領域では、「人を対象とする研究」に際して、大学レベルの倫理委員会承認を学会誌投稿要件とする学会もあることから、本学でも大学として倫理委員会を設置する方向で取り組むよう要望している。その他の学科・専攻でも、ガイダンス時に注意をする、学科のガイドブックに研究倫理の記載を行う、剽窃禁止等の掲示を行う、授業でも注意する等の取り組みが見られる。日本語日本文学専攻では引用の仕方を詳細に記した「卒業論文執筆要領」を学生に配布している。今後は個別の学科の取り組みをつなげて、大学全体として研究倫理に関する規定、委員会の整

備を急ぎたい。

6. 社会連携・社会貢献

大学の社会貢献の基本は、国内外の地域や社会で活躍し、人々に貢献できる卒業生を輩出することにあるが、ここではむしろ、より直接的、具体的な社会連携・社会貢献の活動を尋ねている。

英語英文学科では、①学科としての社会連携・社会貢献、②専任教員個人の社会連携・社会貢献に分けて記述しており、①については、(1) カリキュラム内の授業科目として実施するもの（ネパール研修、メディア・コミュニケーションのゼミにおける地域のエコ活動への参加など）、(2) カリキュラム外の企画において実施するもの（後述）、(3) 広報のインターフェイスに分類している。学科の特性と活動の性格を考えて、多方面にわたる社会連携・社会貢献の可能性を追求する試みといえよう。

この分類を借りると、これらのうち、②専任教員個人の活動はいずれの学科・専攻からも報告されており、学会活動、講師・講演活動、国際機関・国・自治体などの委員・役職、研究機関・研究者・企業等との共同研究等々多様だが、極めて活発と言える。専門性を生かして個人の資格で NPO 法人を主催ないし協力する例も見られる。また、東日本大震災被災地支援活動には個人的にも多くの教員が関わっている。

上記の①の(2)に関しては、英語英文学科が、国際化推進のための教養講座の主催と同時開催の劇評コンテストによる海外アーティスト等との交流、国内英語研修の国際センターとの共同主催における聖心インターナショナルスクールや地域の小学生との交流などを挙げ、教育学科は教育関係者を対象とするフィルム・フォーラム、心理学専攻は心理教育相談所の公開講座「ひまわりの会」の開催を挙げている。哲学科では、平成 25 年度の文化思想講演会の主催が、準備過程も含めて非常に意義のある催しであったと評価しており、今後も社会に貢献できる企画を打ち出したいとしている。同様に、教育学科では教員免許更新講習を検討すべき重要課題として指摘している。その他、史学専攻では将来的に地域や一般社会向けの史学独自の講演会、講習会の開催を考慮している。

全体として社会連携・社会貢献活動は活発だが、時間および心身の負担の大きさ、予算の限界、ICT 環境整備が不十分などの問題を指摘する声もあり、大学としての支援のあり方に検討が必要であろう。

以上の回答とは別に、国際交流専攻は学生個人が活発にインターンシップやボランティアに取り組んでいる状況を例示し、それが卒業後の進路先での高い評価につながっていると指摘している。

7. 内部質保証

内部質保証の考え方は、組織や個人が行う大学の諸活動において、PDCA サイクル等の方法を適切に機能させ、活動の質の向上を図り、教育の水準を保証し、説明していく恒常的、継続的なプロセスであり、元来自律的な性格のものである。内部質保証が期待されるのは、点検・評価項目として設定された諸事項のみにとどまるものでもなく、また組織の活動に限定されるものでもない。単に問題がなければそれで済むというものではなく、常に向上を目指す営みともいえよう。

今回は、各学科・専攻における内部質保証の要となるはずの、学科会議の開催状況を共通に尋ねた。全学科・専攻で定期的な会合が持たれていたが、必ずしもすべての学科・専攻が週1回以上、開催しているわけではない、という結果であった。もともと、週1回未満の場合は、必要に応じて臨時の会議を開催していたり、メール会議を活用しているなどと報告している。また、議事録の作成を明記しているのは、英語英文学科と教育学科であり、作成していないと報告する専攻もあった。記録を蓄積して共通理解を深め、教育指導の継続性、安定性を図るうえで議事録の作成は有効な手段となる。会議の開催頻度、議事録の作成等については再度検討する余地があるのではないかと。

教育学科では、週1回60分の学科会議のほか、月1回夕刻以降に120分程度の会議を定例化し、メーリングリストによる相談も活発である。同学科では議事録のクラウド化、会議のペーパーレス化も今後の発展方策としている。また、英語英文学科では、週1回90分程度の学科会議を開催すると共に、メールによる議題整理等で会議の効率化も進めている。この際、Google Driveの共同編集機能を活用して教員の知見、能力を引き出すことに努力しているが注目すべき取り組みであろう。また学生からの情報収集として随時アンケートを実施し、個々の授業の授業評価も参照を心がけている。一方、課題としては、教育効果の検証体制を強化し、改善方策を打ち出す機能を強化することが挙げられている。PDCAのサイクルがさらに有効に機能することを期待したい。

以上、点検・評価を実施した結果を簡単にまとめた。大学としては、ここから取り組むべき課題を明確化することが必要である。それとともに、学科・専攻が相互に参照し合うことで、さらなる改善、向上につなげる一助となることを期待したい。

8. 学科横断型副専攻の点検・評価結果について

現在、本学が開設している学科横断型副専攻として、「多文化宗教共生」、「ジェンダー学」、「ボランティア研究」の3つがある。教務委員会でそれぞれの副専攻を担当する委員に対して次の項目による点検・評価を依頼した。

1. 副専攻の理念・目的
2. 副専攻課程の教育内容・方法・成果
 - 2-1. 教育目標、教育課程の編成・実施方針
 - 2-2. 教育課程・教育内容
 - 2-3. 教育方法
 - 2-4. 成果
 - 2-5. 大学全体の副専攻教育システム
3. 内部質保証

これらの副専攻は、平成26年度中に総合リベラルアーツ副専攻として発展的に解消されることが決まっているが、現在の履修生の卒業までは形を変えつつ継続する。ここでは項目ごとに見ることをせず、今後に向けて概括的に問題点、課題などを指摘するにとどめたい。

(1)「多文化宗教共生」副専攻

同副専攻は、学科横断型副専攻の中でも、新たな総合リベラルアーツ副専攻の「雛形」になる、ととらえている。すなわち、基幹科目(2単位)以外は各人の関心に応じて様々な科目を副専攻の科目として履修でき、最後に修了レポートを作成して学習のまとめを行うという履修形態が新システムに近い。同副専攻はこれについて、「履修に関する自由度と主体性は、この副専攻の特徴であり、これを発揮できる場合は大きなメリットが期待できる。その反面、主体的な取り組みが弱い場合は、この副専攻の学習につまづく場合がある」と指摘している。新システム移行に当たって心したい言葉である。

(2)「ジェンダー学」副専攻

同副専攻は、6領域からなる体系的なカリキュラムを持っているが、「女子大学として、ジェンダー学研究は重要である」として、新システムにおいても現在のジェンダー学副専攻の良い面は残しつつ、さらに改善したいと回答している。同副専攻はジェンダー学副専攻用に特に開設している科目以外は、毎年シラバスを基に指定科目を決めており、そのことによる学問分野の広がりや評価はできるが、科目によって「ジェンダー」との関わりの濃淡には大きな差がある。指定には一定の基準が必要であり、今後学内で専門的な見識を持つ教員の協力を求めたい、としている。

(3)「ボランティア研究」副専攻

同副専攻には「授業外活動にも積極的な意欲ある学生が集まっている」とし、「拠点づくり」は実現していないが、聖心祭を視野に入れて学びを深化させることができたのは「ここ2年ほどの成果である」と評価している。副専攻の理念・目的に変更はないが、概論と演習については内容見直しの結果、「ボランティア研究概論1」→「研究概論2」→「ボランティア研究演習1」→「研究演習2」(各2単位)の順で履修するように改められた。また、近年の学生のニーズに応えられるよう、国内外のボランティア事情に通じた講師を依頼するなどの努力をしている。今後、「災害と人間」との連携を図る、本学が実施している被災地支援活動のモニタリングや評価に関わる、等の展開の可能性がある、と指摘している。

(2)(3)の副専攻では、総合現代教養研究室の設置と副手の配置により業務がスムーズになったとし、教務委員会が副専攻運営の責任を担うことになったことも評価している。その一方、教務委員は必ずしも当該副専攻の専門家ではなく、交代も多いので継続性に特に配慮する必要がある、と問題点も指摘されている。

やや重なる点もあるがこれらの他、副専攻のHPを充実させて学生に意義を伝える、副専攻のガイダンスをより充実させる、本学の各副専攻の教育目標を授業担当者に十分理解してもらい、科目指定の方式を改善する、授業担当者は当該副専攻の指定科目であることを意識する、学内の教員の持つ専門的な知見を活用する、主要な科目はできるだけ専任教員が担当する等々の課題ないし要望が示されており、今後の新システム移行に際し、参考になる点が多い。

平成 26 年 3 月 12 日

評価・大学院担当副学長
北村和夫

大学院文学研究科
専攻別「自己点検・評価シート」回答結果について

はじめに

本学は、平成 21 年度に大学基準協会による認証評価を受審したが、平成 28 年度には同協会による次期認証評価を予定している。前回の認証評価時には、中心となる提出書類として『平成 20 年度 点検・評価報告書』を作成した。これを作成するための基礎資料として、学部、大学院の学科、専攻別に詳細な点検・評価を実施し、その結果を『学部・大学院 学科・専攻別自己点検・評価シート』としてまとめている。次期認証評価に向けても点検・評価項目に多少の変更はあるが、ほぼ同様の規模で学部、大学院の学科、専攻、副専攻にわたる点検・評価を実施し、その結果を最終的な『点検・評価報告書』に生かすことを計画している。

平成 25 年 7 月 19 日開催の全学評価委員会において、今年度の本学自己点検・評価活動の一環として、大学基準ごとに新規に策定された到達目標、平成 25 年度基盤評価結果および本学の新点検・評価項目を踏まえ、現時点に立って学科・専攻ごとに点検・評価を実施する方針が承認され、11 月 22 日に文学部及び大学院文学研究科の各学科・専攻将来構想・評価委員宛、ならびに教務委員会の学科横断型副専攻担当委員宛に実施依頼を行い、26 年 1 月 17 日までに結果の提出があった。この報告は、こうして集められた回答結果を基に、大学院文学研究科に関し、全体的な傾向と注目すべき動きなどについてまとめたものである。

今回、文学研究科各専攻に回答を依頼した項目は以下のとおりである。

1. 専攻の理念・目的と修了生像
2. 教員・教員組織
3. 修士・博士課程の教育内容・方法・成果
 - 3-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針
 - 3-2. 教育課程・教育内容
 - 3-3. 教育方法
 - 3-4. 成果
4. 学生の受け入れ
5. 内部質保証

それぞれの項目について、〈現状の説明〉、〈点検・評価（①効果が上がっている事項、②改善すべき事項）〉、〈将来に向けた発展方策（①効果が上がっている事項、②改善すべき事項）〉の記載を求め、それらの記述の客観的証拠となる〈根拠資料〉についても報告を依頼した。

また、いくつかの項目の〈現状の説明〉については、以下のような内容を共通に踏まえるよう求めている。

- 3-1. 理念・目的、修了生像を踏まえた学位授与方針になっているか

修了にあたって修得しておくべき学習成果は何か

学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針になっているか

- 3-2. 教育課程の編成・実施方針を踏まえて体系的な教育課程を編成しているか

- 3-3. 教育方法は適切か

学生の主体的な参加を促す授業方法の工夫はどうか

専攻としての FD はどのように行われているか

学生の研究指導、論文作成指導はどのように行われているか

- 3-4. 教育成果をどのように測定、評価しているか

大学院修士の進路をどのように把握しているか

4. 専攻への学生受け入れ方針はどうか

受け入れ方針に基づき公正かつ適切に受け入れ決定を行っているか

入学定員を確保するためにどのような方法をとっているか

5. 専攻の会議はどのように運営されているか。適切に機能しているか

回答に当たっては、箇条書きないしは簡潔な文章での記述を求めたが、きわめて詳細な記述を行う専攻もあり、精粗の差は大きかった。以下、項目別に気づいた点をまとめてみたい。

1. 専攻の理念・目的と修了生像

ここでは修士・博士前期課程および博士後期課程の各専攻の理念・目的と修了生像について尋ねた。なお、英語英文学、日本語日文学、史学、哲学の各専攻は修士課程、人文学専攻（英文・日文・哲学）は博士後期課程、社会文化学および人間科学専攻は博士前期・後期課程で構成されている。人間科学専攻を以下、教育学分野、心理学分野と呼ぶなど全般にわたり適宜略称を用いる。

この項目では専攻の理念・目的、修了生像のほかにも、それらの適切性、周知方法、検証方法、理念・目的の具現化への努力等を記述することになる。

今回は回答に当たっては、設置の理念・目的および目指す修了生像の見直しを踏まえて回答するよう依頼している。各専攻ではそれぞれ明確な理念・目的、修了生像を設定しているが、その詳しい内容は「各専攻の教育研究の目的と修了生像」として『履修要覧』に記載されるので、ここでは省略する。ただし、社会文化学専攻、人文学専攻では、専門性を深めると共に、学際的な視点を持ち学際的に探究することが目指されている点に特徴があることを指摘しておきたい。

平成 26 年度には専攻の理念・目的、修了生像について、新規に制定された「大学院教育の 3 つのポリシー」を前提にさらに刷新し、広報媒体も拡大することが必要となろう。

なお、理念・目的、修了生像の適切性、および具現化への努力との関係で、実際にどのような人材を輩出してきたのか触れている専攻が多い。回答からは、不十分な点はあるが、相当程度、理念・目的は達成されていると読み取ることができる。しかし、これらは教育内容・方法・成果の「成果」（3-4）と重なる内容である。また、修了生像の内実との関係で、「学位授与方針」（3-1）と重なる記述が見られた。これらについて詳しくは該当箇所（3-1、3-4）で取り上げたい。

理念・目的、修了生像については社会に公表すると共に、教職員そして大学院学生にも

周知され、共有されていることが望ましい。周知方法についての記述はあまり見られなかったが、社会文化学専攻では「社会文化学共同演習」終了後の懇親会が、専攻の方向性、進路、研究態度などについて親しく語り合う良い機会になっているという。これは和やかな一例だが、大学院全体として、専攻そして教員個人として、様々な機会をとらえて大学院の目指すところと意義、在り方について、広報と周知を図りたい。

2. 教員・教員組織

各専攻の教員組織は大学院設置基準に適合しており、多くの専攻では「専門性が高く教育効果が高い」、「幅広い教員組織であり、大学院学生の関心に即して研究指導ができる」、「時代、地域をバランスよくカバーしている」旨の回答をしている。必要に応じて非常勤講師を委嘱しており、また他大学院との単位互換制度も活用されている。その一方、大学院学生定員に比して専任教員数の増加が望まれる、今後の大学院学生の志望動向等により教員組織の検討が必要になろう、とする専攻もある。

社会文化学専攻と人文学専攻はそれぞれ教員組織に特徴がある。社会文化学専攻は、設置の基礎となる学部の組織としては人間関係専攻と国際交流専攻の2専攻からなるが、大学院では各教員の専門性を配慮しつつ再構成して専攻としての統一性を高めるよう配慮している。学生指導に際しても、主・副指導教員は可能な限り、学部の2専攻を組み合わせで頻繁に打ち合わせる体制をとっている。教員は連絡、調整のためのコミュニケーション等に意識的な努力が必要だが、学生にとっては大学院で専攻できる分野の幅が学部よりも広がる効果がある。

人文学専攻は英文、日文、哲学専攻の修士課程を基礎とする博士後期課程の専攻だが、「人文学共同演習」では全分野の担当教員が指導に当たるなど連携を進めており、他分野の学生を指導する機会もあるなど、教員自身がより学際的な視野を持つことにも貢献している。

この他の大学院担当教員間の連携例としては、人間科学専攻心理学分野で、全教員と大学院学生が毎週参加して行う「人間科学特別研究」を核として緊密な連携体制を築いている。同分野は臨床心理学を専攻する学生が多いが、実験心理学の教員が方法論の授業を担当し、学位論文の統計的分析の助言指導を行うなど、連携が進んでいる。

また、組織的に他大学と連携している例としては、英語英文学専攻がある。委託聴講制度の「大学院英文学専攻課程協議会」の運営に当たっており、学生の研究発表大会でのアドヴァイザーも務めている。

以上のような教員間の連携は、学生の教育指導上の効果はいうまでもないが、教員にとっても視野を広げ、学問的刺激を受ける機会となっている。

3. 修士・博士課程の教育内容・方法・成果（3-1. 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針）

この項目では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を尋ねている。これまで大学院各専攻には、明文化された「学位授与方針」はなかったが、近似的なものとして修士生像、修士論文・博士論文の審査基準、論文提出要件、課程修士要件の規定等が存在し、『履修要覧』に記載されている。また、教育課程の編成・実施方針についても、『大学院案内』、大学HPなどに教育課程の内容と特徴が記載され、『履修要覧』と『シラバス』に教育課程、

授業の実際と履修方法が記載されてきたが、「教育課程の編成・実施方針」という形で明文化されてはいなかった。したがって、今回の回答では「方針」に近い内容をそれぞれが苦心して記述している様子が伺われた。

平成26年度には、25年度に新規制定された「大学院教育の3つのポリシー」を前提として、専攻ごとに具体的な「学位授与方針」（修了生像を踏まえ、どのような資質・能力、学習成果を身に付け、どのような条件の下でどのような水準の論文を作成し、どのような履修要件をクリアした者に学位を授けるか）を定めたい。また、専攻ごとに具体的な「教育課程の編成・実施方針」（学位授与方針に示された資質・能力、学習成果を獲得させ、求められる水準の論文を作成させ、効果的に学位が授与できるように、教育課程をどのような方針で編成し、授業をどのような方針で実施するか）を定めたい。今回の回答はその地均しとして有効であった。

多くの専攻は修士論文、博士論文に結実する指導のプロセスを中心に回答している。英語英文学専攻では、「修士論文提出資格試験」を実施しており、これと中間報告会が効果を上げており、博士後期課程では「人文学共同演習」ならびに「年度末論文」が効果的であるとしている。同専攻では、英語による学位論文執筆を義務付け、英語による口頭発表を奨励している。社会文化学、心理学、人文学専攻もこのプロセスに沿って提出要件、評価基準等を詳述している。

哲学専攻では、哲学・思想史、美学・芸術学、キリスト教学の3領域のいずれかにおいて専門的な研究を行い、独自性のある論文を作成するとともに、他の領域の授業にも参加しその学識を修得したものについて、総合的に学力を判断し、学位授与を行う。修士には、専門性のある論理性の高い論文と、合理的思考力、深い教養等が求められ、その目的を達成するために教育課程をバランスよく編成している。教育学分野でも「教育実践研究」、「生涯学習研究」、「国際教育研究」の3分野の柱を立て、特色を持ったコースワークを設定している。史学専攻では、古文、外国語などの一次史料を読みこなし、論文にまとめる能力と現代の問題を歴史的視野に立って検討する能力等、修得しておくべき学習成果について言及している。また、日文専攻、心理学分野では、年次を追った科目の開講とその狙いについて記述している。なお、課題としては、大学院学生の学会発表への経費補助、大学院全体としての倫理規定の制定などが挙げられている。

教育課程に関する各専攻の回答からは、既に教育課程の充実した実質が存在することが伺われる。今後、「方針」を明確化して、より効果を高めるとともに学外への発信を進めたい。

3. 修士・博士課程の教育内容・方法・成果（3-2. 教育課程・教育内容）

教育課程・教育内容について、各専攻はその概要ないしは、特徴の一端を回答したうえで、点検・評価を行っている。大きな問題点の指摘はなかった。現状の詳細は『履修要覧』に記載されているので、ここでは省略し、いくつかの特徴に限り取り上げてみたい。

人文学専攻では、1年次より毎年、指導教員の担当する「人文学論文演習」を履修し、2年次担当の「人文学共同演習」は博士後期課程在学学生全員が参加し、発表を行う。また年度末論文を提出させている。同専攻では、異領域の学生がともに学ぶ専攻として「人文学特論」も特徴的であり、その開設科目数に配慮している。他専攻でも、時間割に偏りが生

じないよう配慮し、学生の研究希望を事前に調査する（英文）、テキスト選択は学生の関心に配慮する（史学）、非常勤による講義を半期化して多様性を確保する、学部と連動する授業では学部生の受講を奨励する（哲学）、専門社会調査士の資格取得を可能にする（社会文化）、グローバル化時代に対応して海外調査を実施する（教育学）、英語文献の輪読や外国人研究者のゲスト講演などで英語表現力の向上を図る、臨床心理学研究領域の授業と心理教育相談所における実践が補い合うように履修する（心理学）等々、様々なレベルにわたり、専攻の特色に即したきめ細かい配慮が行われている。

前述の人文学専攻の例にあるように、学位論文作成に直結する科目を順次的に積み上げるとともに、他の講義・演習科目を、学生の研究関心を考慮しつつ、幅広く体系的な学識形成のために配置する、という教育課程が多く見られる。社会文化学専攻博士前期課程では、「家族・社会システム研究」、「比較文化研究」の2領域にわたり科目を開設し、履修方法を定めているが、「社会文化学共同演習」を2年次に履修する以外、科目履修の年次指定はない。同専攻は専門的知識と幅広い分野に通用するスキルの修得を目指しているためであるが、体系的に自身の研究に結びつけることが困難な学生に対しては、早期に対応するよう心がけている。なお、同専攻の「論文演習」は全学年で履修可能だが、無単位である。

3. 修士・博士課程の教育内容・方法・成果（3-3. 教育方法）

各専攻での教育方法について、多様な観点から尋ね、また多様な回答が寄せられた。授業形態としては、「演習が基本で、適宜講義形式も交える」（日文）とあるように、演習形式が中心となっている。大学院学生数が少ないことから、ほとんどの授業は少人数であり、授業外での教員との接触も密である。「史料講読能力は速やかに向上する」（史学）、「少人数教育が徹底」（心理）など、例外なく少人数教育であることを指摘している。少人数の授業の中でも、さらに個別のニーズにきめ細かく対応できるよう様々に工夫している（社会文化）。演習中心の少人数教育であると、自ずから学生の主体的参加が実現する。これに対しきめ細かい指導が行われることから研究能力向上の上では極めて恵まれた条件にある。

一方、少人数であることに対しては、一定の配慮も必要である。演習授業での発表が続くと学生にとって負担が過重となりかねない、仲間同士で切磋琢磨する機会が得にくい、多人数でのディスカッションが不足する、健全な競争意識が生まれにくい、等々である。社会文化学専攻では、2年次生が履修する「社会文化学共同演習」に、1、3年次生も参加しており、「院生会」の組織もある。史学専攻では修士論文中間発表会に学部生の参加も認めている。人文学専攻では「人文学共同演習」に大学院学生が全員参加する。英語英文学専攻では、海外講師を招聘した講演会やワークショップ、イギリスの劇団を招聘してのシェイクスピア劇の公演、駐日大使との交流会、ストーリーテリングの公演等々の国際交流行事を学部学生と協働して実行する機会がある。これらの本来の狙いは別にあるが、少人数であることを補う配慮とも言える。

学生の要望、評価等を聴取する仕組みとしては、隔年でアンケートを実施（日文）、授業評価を実施（社会文化、心理）、個別に聞き取り専攻全体で共有する（哲学、人文学）などであり、その結果に速やかに対応している（社会文化）。また、アドバイスを求め合う、教育上の工夫を共有する、授業方針・内容を相互に参照する（社会文化）などFDにかかわる報告もあった。

研究の複数指導体制については、人文学専攻を除く全専攻で採用されており効果を上げている。社会文化学専攻では、上記（3-2）で挙げた2領域を組み合わせる複数指導を行い、さらに2年次後期には、正副指導教員と学生の「三者面談」を行い、論文作成の最終段階に進めている。専門を異にする教員が連携して指導にあたり、効果を上げている、と報告されている。要は複数指導を実質的に機能させる工夫であろう。

論文作成に直結する指導体制の整備、指導機会の確保についてはいずれの専攻でも十分に配慮している。英語英文学専攻の例では、修士1年次には教員と相談して「履修計画」を立て、さらに前述の「修士論文執筆資格試験」に合格したうえで、2年次に「英語英文学論文演習」等を通じて教員の指導を受け修士論文を作成する。さらに平成25年度には研究方法論を深めるために「英文学研究法」の科目を新設した。人文学専攻では、1年次に各指導教員の「人文学特論」の履修を義務付け、かつ指導教員の「人文学論文演習」を通じて指導を受ける。また全学年にわたり「人文学共同演習」に参加して発表を行い、「年度末論文」をまとめることが指導されている。「博士論文の提出要件」、「博士論文の評価基準」、「論文執筆に関する留意点」も明示されており、博士論文提出前には「仮論文」を提出して事前に指導を受ける体制となっている。また、論文作成に向けての中間発表会はいずれの専攻でも多数の教員が参加して実施されている。哲学専攻では、「研究発表会」と称し、修士論文提出予定者以外の学生も研究報告を行い、指導を受けている。しかし、同専攻では論文指導のための授業が設置されておらず、検討課題とされている。

これらのほか、学会発表・学会誌への投稿の奨励、DVD、オンラインデータベースの整備充実、ゲストスピーカーの招聘、博士論文公開審査への学生の出席の奨励などが実施例として報告されている。課題ないし提案としては、国際的なレベルでの教育・研究交流の機会を拡大すべき（英文）、国際的な教育・研究活動に対応できる事務体制の整備（教育）、学会誌への採択可能性を高める工夫が必要（心理）、修士から博士後期課程への進学を促す方策（人文学）などが指摘されている。なお、学生の研究活動への経済的支援として、学会発表や海外調査のための経費支援のある専攻と未整備の専攻とがあり、このような格差のは正は大きな課題であるといえる。

3. 修士・博士課程の教育内容・方法・成果（3-4. 成果）

この項目では授業など個別の教育活動の成果をどのように把握しているか、また成果は上がっているか、というレベルでの問いと、専攻の教育活動全体による成果ではどうかというレベルでの問いとの両方に回答を求めている。

前者に関しては、試験、レポート、年度末論文、発表内容、研究への取り組み姿勢などが、教育成果を測定・評価する素材となっている。特に、修士論文、博士論文は論文指導と学生による研究活動の成果であり、適切な評価基準が明示され、学生に周知されていること、その基準により厳正に評価されていることが求められる。いずれの専攻においても概ね高水準の学位論文が生み出されており、教育の成果は上がっていることが確認できる。なお、本学大学院では平成9年度以降、博士後期課程が整備されてきたが、いずれの専攻においても博士學位取得者を輩出している。

後者の、より巨視的なレベルでの教育成果の指標としては、修了者、学位取得者等の進路をいずれの専攻も挙げている。進路は専攻により大きく異なり、教員の多い専攻（日文、

教育学など)、企業就職が多い専攻(社会文化学)、臨床心理士が多い専攻(心理学分野博士前期課程)などに分かれる。社会文化学専攻では平成24年度までに専門社会調査士の資格を5名が取得し、高度専門職業人として活躍している例も見られる。また、博士後期課程修了者、満期退学者では少なからぬ者が大学教員等の研究者として活躍している。ただし、研究室が組織的に進路情報を把握している専攻もあれば、指導教員が個別に把握するにとどまっている専攻もある。心理学分野では臨床心理学研究領域の修了者は「ひまわりの会」を通じて付設の心理教育相談所と関わりを持っている。

大学院修了の学歴には重要な意義があるが、その学歴に相応しい活躍舞台を得ることは現状では容易なことではない。今後、専攻として、あるいは大学院全体として進路状況を組織的、継続的に把握する体制を築き、修了者とも連絡を取り、修了後の進路支援に力を注ぎたい。

4. 学生の受け入れ

専攻への学生受け入れ方針は特に明文化されてはいないが、実際にはかなり明確である。専攻の理念・目的、修了生像に相応しい能力、資質、意欲を持った人物を求めており、入学試験は適切な内容により厳正に行われている。平成26年度には、25年度に新規に定めた「大学院教育の3つのポリシー」を前提として、専攻ごとに入学受け入れ方針を定めている。

入学者確保のために、いずれの専攻でも学内での進学説明会を1~2回開催している。対象を2年生以上とする専攻が多く、大学院学生も説明や相談にあっている。今後は学外からも参加しやすいように、大学HPなどに一覧できる形で掲載し、会場や時期も工夫したい。

広報手段に関しては、『大学院案内』、大学HPのほか、社会文化学専攻では専攻独自のHPやパンフレットにより、大学院の内容を紹介している。これらは特に他大学からの進学者にとって貴重な手がかりとなっている。教育学分野では卒業生・在校生向けの『教育研究室だより』(年刊)に大学院の紹介記事を掲載している。また哲学専攻でも紹介ビデオ、冊子の作成を進めている。これらのほか、学部のゼミ内で大学院の説明を行う(社会文化)、2年次生対象の「心理学概論」内で大学院の授業、ゼミなどの特徴を紹介する(心理)、学部生に大学院授業の見学期間を設ける(英文)、3、4年次生に大学院学生の研究発表会への参加を促す(社会文化)、「人文学共同演習」「人文学特別講演」、公開で実施される場合の博士学位申請論文口頭試問に修士課程、学部の学生の参加を奨励する(英文・日文・哲学・人文学)などの取り組みが見られる。日本語日本文学専攻では、教員志望者には大学院進学を勧めており、また企業就職など教員以外の形で大学院の専門性が生かせることを伝えている。英語英文学専攻では、学部生と大学院学生との共催イベントを実施して交流を図り、修士課程、博士課程の学生同士の交流機会も増やすことを心がけている。以上、種々の試みを列挙したが、相互に参照して改善に役立てていただきたい。

大学院が社会のニーズに応える上で、仕事を持つ社会人の入学を進めることが重要であろう。既に、一部の専攻を除き、社会人入試制度、長期履修学生制度が導入されているが、英語英文学専攻では大学院への現職教員のニーズを探るための独自調査を実施した。また、教育学分野では、学外からの問い合わせ状況に鑑み、現職教員など社会人の学位取得支援

を進めるため、夜間開講などが可能となる環境を大学院全体として考えたいとしている。

入学者確保に当たっては、大学院での学修環境を整え、何が学べ、どのような力がつくのかを明確にし、学内外に適切に発信するとともに、修了後の進路がしっかりと支援される体制が築かれていくことが基本であろう。着実な改善を図りたい。

5. 内部質保証

この項目では、専攻が自律的に問題を解決し、教育活動の改善を図る上で中心となる、専攻の会議について主に尋ねている。回答によるとほとんどの専攻では、定例の学部の学科会議と合する形で大学院関係の議事を取り扱っている。心理学分野のように、学部関係の議事の後に大学院を取り上げる例もある。また、社会文化学専攻は学部の教員組織では2専攻となることから、「社会文化学共同演習」の授業後あるいは、入試の前後などに教員全員が集まっている。人文学専攻も3つの研究分野の教員が緊密に連絡し合いながら協議、決定を行なっている。この他、多くの専攻がメールを活用しての連絡、協議を行っている。教育学分野のように議事録を作成し、そのクラウド化を検討している専攻もあれば、議事録が未整備で会議記録を適切に引き継げるシステムをこれから構築する専攻もある。議事録作成と会議記録の継承は、学生指導の一貫性と積み上げの改善を図るためにも、必須の手立てであろう。専攻の会議をPDCAのサイクルに位置づける意識が求められる。なお、この項目に関連して、専攻代表の負担を少しでも軽減するために、年間の書類提出時期を事前に提示し、関係書類(予算申請、事業計画など)を早めに送付してほしいとの声も寄せられている。